

第一百一回 参議院大蔵委員会會議録第二十六号

昭和五十九年七月三十日(月曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 伊江 朝雄君
理事 岩崎 純三君
大坪健一郎君
藤井 孝男君
竹田 四郎君
塩出 啓典君

委員

梶木 又三君
河本嘉久蔵君
中村 太郎君
福岡日出磨君
藤井 裕久君
宮島 澁君
矢野俊比古君
吉川 博君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
多田 省吾君
近藤 忠孝君
栗林 卓司君
青木 茂君
野末 陳平君

政府委員

大蔵政務次官 井上 裕君
大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官 小野 博義君
大蔵大臣官房審
議官 角谷 正彦君

事務局側

常任委員会専門
員 河内 裕君

参考人

読売新聞社調査
研究本部客員研
究員 元臨時行政調査
会第四部会長代
理 東京工業大学名
譽教授 岩村精一洋君
全国たばこ耕作
組合中央会専務
理事 松下龍太郎君
全国たばこ販売
協同組合連合会
副会長 関野 泰夫君
全専売労働組合
中央執行委員長 牧内 研二君
日本塩工業会副
会長 前園 利治君

本日の會議に付した案件

○たばこ事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○塩専売法案(内閣提出、衆議院送付)

○たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等
に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○たばこ消費税法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に關する件

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

前回に引き続き、たばこ事業法案、日本たばこ
産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等
の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律案及
びたばこ消費税法案を議題といたします。

本日は、お手元に配付の参考人名簿のとおり、
六名の参考人の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し
上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席を
いただきまして、まことにありがとうございます。ま
した。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上
げます。参考人の方々から忌憚のない御意見を承
りまして法案審査の参考にいたしたいと存じま
す。

これより参考人の方々から御意見を述べ願う
わけでございますが、議事の進行上、最初に参考
人の方々からお一人十分程度で御意見を述べべ
い。たき、その後、委員の質疑にお答えいただく方
法を進めてまいりたいと存じますので、よろしく
御協力をお願いいたします。

それでは、まず岩村参考人からお願いをいたし
ます。岩村参考人。

○参考人(岩村精一洋君) 委員長から忌憚のない
意見をという事でございましたので、こちらに
たばこ耕作組合の方あるいは専売の労働組合の方
がおいでになります、あえて忌憚のない意見を
申し上げさせていただきます、このように思
います。

たばこ専売については大づかみに三つの問題が
あるかと、そのように考えております。

一つは、外国のたばこ資本が国内市場の開放を
求めているということでございます。

今、日本の国内市場におきます輸入たばこのシ
ェアは一・八%ぐらいでありまして、これは専売
制度のもとで既に輸入抑圧の手が打たれてい
るからであると、そのように考えられます。たば
こ専売制度は、世界的に発展途上国に限られた制
度で、偏った制度でありまして、日本の専売制度
は、先進国の目から見れば、非関税障壁の最たる
ものに見られるのじゃないか、そのように思われ
ます。経済大国日本が貿易自由化ということを標

榜いたしますと、貿易摩擦が激化する環境の中で、
たばこ専売を盾にとって輸入抑圧をするというこ
とはもう不可能になっているのじゃないかと、そ
のように思います。

第二番目に、専売公社それ自体の競争力の問題
でございます。

たばこ市場を開放しようとするれば競争力が強く
なければならぬ。ところが、公社の競争力はそ
れほど強くないわけでございます。労働生産性の
低さということがございます。五十六年の生産性
本部の生産統計月報というのを見ますと、五十年
に比べました労働生産性の上昇の割合が、全製造
業では六〇%を超えているのに、専売公社は二
四%ぐらいである。そのような労働生産性の低さ
がござります。たばこの製造工場、これは比較的
単純な加工工業でございますから、工場の規模の
利益が大きいわけでありまして、ところが、公社の
工場の規模はそれほど大きくはないわけでありま
す。公社は全国に三十五製造工場を持っておりま
して、年間三千億本のたばこを生産しております
けれども、アメリカはその倍量、倍ぐらいの量を
十三工場で生産しております。しかも、バージニ
ア州リッチモンドにありますフィリップ・モリス
の工場は年間一千五百億本、つまり我が専売公社
の半分ぐらいの量を一つの工場で生産してしま
う、そのような状態でござります。

そして、アメリカのあるアナリストの分析によ
りますと、日本の専売公社の労働生産性は、アメ
リカのある工場に比べれば六〇%ぐらい低い。そ
して専売公社の従業員の二〇%は過剰ではない
か、このような分析をいたしております。専売公
社につきましては、直接生産に携わる人々だけで
はなく、管理部門といえますか、間接部門の過
剰の問題、これがかなり大きいかと思ひます。そ
してこういう生産性の低さ、効率の悪さといいま

すのは、専売公社が独占、しかも官業で行われているというところが原因ではなからうかと思ひます。競争者がいれば、こういう生産性の低さというものは放置できるわけではないわけでありました。また、官業でありますためにいろいろ縛られております。例えば予算は一般行政機関と同様、国会の議決を要するということがございます。支出面でも弾力的な運用が不可能でございます。給与面では、給与総額制というものがあつて縛られてゐる。しかも労務管理面では、三公社横並びの公労法が適用されております。そのほかいろいろな政治的な介入もある。このような状態でございしますから労使とも当事者能力を持たない。自主、自律的立場にないわけでございます。

そうなりますと、どうしても使用者側は経営感覚が希薄になつてしまふ。そして労働者側はまた積極的な参加の意識が希薄になつてしまふわけでありました。いわば親方日の丸意識の中に安住してしまふ。そのようなことが言えようかと思ひます。その結果、競争力が弱くなつてしまつた。今の専売公社は、企業といふよりは、むしろ徴税機関という、そのような様相を呈しているかと思ひます。

第三番目に、原料である国産葉たばこの問題でございます。これが公社のお荷物となつておつて、公社の競争力を減殺してしまふという問題でございます。

この国産葉たばこの価格は、品質とかその他を勘案いたしますと、国際的な葉たばこの価格の大体三倍強ぐらいの値段になつております。しかも専売公社はその高い国産葉たばこを五割ぐらい過剰に抱え込んでおります。一年分ぐらゐ抱え込んでおります。これは三千億円の金を費やせるという勘定になります。これは昭和四十年代末期に専売公社の需給見通しの誤りということが原因となつたわけでありましたけれども、より大きな理由は、たばこ耕作審議会の審議を経まして、耕作面積とか収納価格を決めるプロセスに、生産者米価を決めると同じような、耕作者を中心とする外部

からの圧力、政治的関与が相当に強いものがあつた、そして生産者側の意向が反映して国際的な視野が欠けてしまつたということがあらうかと思ひます。これはある見方では保護農政の一翼を背負つてゐるもの、そのように見られるかと思ひます。

釈迦に説法でございますけれども、民主主義政治のもとにおきましては、いろいろの圧力集団が政治の手をかりまして政府に圧力をかける。そしてその結果、政策の合理性が失われる場合が少なくないわけでありました。政治が介入する官業の場合、この特定グループの利益に沿うような方向で経営がゆがめられやすい。このことを念頭に置く必要があらうかと思ひます。

親方日の丸の官業といふのは、何も官業の内部だけの意識の問題ではなくて、官業の外にある官業にぶら下がるかといふ事か、いろいろの負担を官業に負わせるかといふ、そういう人々の意識でもありまして、国産葉たばこの問題は、今のような状態のもとでは、とても専売公社の競争力を強めるというわけにはいかないだらう、そのように思ひます。

以上三つの問題がございしますが、それに加えて、たばこの消費が余りふえないという状態がございします。ですから、三公社、電電と国鉄というものと専売を横並びにながめてみますと、専売はむしろ、非常に発展性を持つ電電よりも、国鉄のような将来の方向をたどりやしないかという懸念を持つわけでありました。

そこで、参議院にかかつておりましたたばこ関係法案はこの問題にどのような回答を出しているかといふことについて私の意見を申し上げますが、一つは輸入たばこの自由化でございます。これは流通専売をなくすることであつて、これは貿易摩擦の緩和に非常に結構なことである、このように思ひます。この輸入の自由化によつて競争者の参入が国内たばこ事業を効率化する働きをするであらう、このように考えられます。

第二に、特殊会社としたことでありまして、

も、これは予算の国会の縛りをなくすとか、あるいは公労法の適用をなくすという意味で非常にいい改革でございます。当事者能力がかなり出てまいります。自律性が幾分か出てまいります。けれども、これで十分という立場を法案はとつておるようでありまして、それはどうかという気がいたします。特殊会社であるための制約がございします。役員等の任免とか事業計画は、これは大蔵大臣の権限のもとにあるわけでございます。国産葉たばこ問題の解決には時間がかかりますので当面は特殊会社であつてもやむを得ないと思ひますが、将来は完全な企業性を追求する完全な民営化へ持っていきたい、そのように思ひます。

外国のたばこ資本は、今は日本への売り込みを自由にすることで満足しているかもしれませんが、将来は国内生産をさせよと言つてくるに違ひない。そのような場合にこれを迎え撃つこと、それから同時に輸出市場に打つて出ること、それからまた海外のたばこ資本と同じように、将来のたばこ産業会社がコングロマリット化するような経営の多角化を図るために、これは民営化ということとを将来の目標としてひとつ言つておく必要があつたのじやなからうか。電電改革法案は五年後の経営形態の見直しを言つておりますけれども、このような配慮がたばこ専売についての法案でも必要であつたんじゃないか、そのように思ひます。

それから三番目に、国産葉たばこの問題であります。これを契約によつて買い付けるとしたことは非常に結構であると思ひます。ただ、価格につきまして葉たばこ審議会の審議の方向、これがたばこ事業法案四条にございしますが、これがどうも生産者側に傾斜しているのではないかという印象を避けることはできないわけでありました。これはどういふ文言になつてゐるかと思ひますと、「生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。」これは、現在のたばこ専売法五条にございします価格の決定についてですが、「生

産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない。」この条文と余り大きな変化がないんじゃないか。そしてこの審議の方向に、できますならば、専売事業の経営の健全性とか国際競争力の強化という視点を書き込んでいただきたいものであります。

それから四番目に、小売店の問題であります。これは当分の間大蔵大臣の許可制にするということが事業法案二十二条に書かれておりますが、これは登録制ぐらいでいいんじゃないか。既存小売店の優位性というものはこれを登録制にしても間違いなく守られるだらう。やみくもに店をふやそうという意図を新規の参入者はなかなか持たないわけでありました。そのように考えます。

そして、時間がかかりました。注文を三つばかり申し上げたいんです。その一つは、たばこ審議会が外部の圧力、政治的介入から自由の立場であつて、この審議の方向は外部の圧力でゆがめられないようにしたい、そのように思ひます。そこで人選について慎重な態度が必要であらう。

それから第二番目に、地方たばこ消費税でございます。これは非常に地方の自治体が多い。地方たばこ消費税を毎月一遍払うというふうなことになる。これは事にすると輸入たばこに対するノン・タリフ・バリアであるというふうにも考えられるわけです。ですから、地方たばこ消費税の払い方は非常に簡便なものにする必要がある。その辺のやり方はどういふふうな運用でもつてやれば簡便になるか私よくわかりませんが、この辺は余り面倒くさい方法でやられたらどうかなという気がいたします。

それから三番目に、大蔵省がこれを所管する、新しいたばこ産業会社を所管するわけでありまして、これについての行政は非常に緩やかかなものであつてほしい、そのように思ふわけでありました。例えば定価の許可とかその他についていろいろなことが大蔵省の行政権限の中に出てま

います。しかしこれを緩やかな行政で対処してもらいたい、そのように思うわけでありす。

以上でございます。

○委員長(伊江朝雄君) ありがとうございます。

次に、宮城参考人をお願いいたします。

○参考人(宮城青弥君) それでは私がたばこの問題について考えているところを申し上げることにいたします。

昨今、喫煙と健康ということが重要視されておりますが、これは当然のことかと思ひます。しかし、健康とは何でしょうか。この場合に、身体的健康だけでなく、社会的健康及び精神的健康というものを忘れるべきでないということを私は主張してゐるのであります。社会的健康が害されるときに社会病理現象が起ります。犯罪とかあるいは麻薬中毒とか、そういうものが起ります。精神的健康が害されるときに精神病理現象、ノイローゼとか精神障害などが起つてまいります。

たばこはこういうものに關係を持つてゐると考へておられますので、まず社会的健康とたばこのことについて申し上げたいと思ひます。

具体的に話を進めすために私自身の経験を申し上げたいと思ひますが、若いころ私は麻薬中毒患者を収容する精神病院の副院長をしておりました。ところが、患者には喫煙者が非常に多い、大部分はヘビースモーカーであります。麻薬中毒の原因には、無論社会的なものがありますし、そのほかいろいろな原因があると思ひますけれども、体質がかなり重要であるということをこのときに感じたのであります。麻薬体質と喫煙体質ともいいますか、そういうものに共通のところがある

と私は考へます。

たばこの体質的研究をいたしますのによく一卵性の双子を使ひます。一つの卵が二つに分かれたもの、これは片割れ同士が遺伝的に同じなものですからこれを使う。そして二卵性の双子と比較いたします。この二卵性の双子、一卵性の双子は一緒に生活し、一緒に育てられてゐるんですけれども、

も、一卵性の双子の場合は一方が喫煙者の場合にも他方も喫煙者であるという率が非常に多い。にもかからず二卵性の場合はそうではありません。ですから、この事実から喫煙の土台にはある程度体質がある。そして先ほど申しましたように、その体質が麻薬と共通だとすると、このたばこを使うということによつて麻薬蔓延の防止に役立っているのではなからうか。つまりネガティブな意味で社会的健康に役立っているのではないか。今日、随分麻薬が盛んに普及しておりますけれども、もしたばこなんというものが全然なくなつた場合にはどうなのかということを考へないわけにはいかなないのであります。

昨今、世間で騒がれておりますロス疑惑事件というのがあります。その疑惑の主は、昨今の言葉によりまして、ドイツたばこのゲルベ・ゾルテとアメリカたばこのタレイトンというのを一緒にするとマリファナの代用になるなんということを言つておられます。

下世話な例を申しますと、便所はない方がいいし、公衆便所というのは町の美観を害します。しかし、それが立ち小便の防止に役立つというように、たばこはそういう何かの役に立つてゐる、消極的に何かの役に立つてゐると私は考へてゐるのですから、たばこのあらゆる問題を総合的に研究しておりますたばこ総合科学研究所、TASCというところはこの問題を研究テーマとしてお勤めしたような次第であります。

たばこ社会的健康に關しましては、たばこの持つ人間關係の潤滑油という問題とか、いろいろあります。話し合ひやコミュニケーションの手段に用いられるとか、いろいろあります。これは精神衛生の問題、精神的健康の問題に含めて申し上げることができないでしょうか、そう考へます。

そうしますと、次は精神的健康とたばこの問題です。

たばこというのは百害あつて一利なし、こういうことをよく言われます。しかし精神的健康だけを

を抽象しまして考へますと、たばこは有益で無害であります。例えば第一はストレスの問題、ストレスを解消するのに役立つ。セリエという人はストレスという学説を発表しましたが、この人がその点、たばこに關する本の序文に、いかにたばこがストレス解消に役立つかということを問題にいたしてあります。その本の中には、原爆投下のフィルムを見せてたばこを吸わせた者と吸わせない者とを比較してそのストレスの違いを示しております。

一体ストレスというものはどんなものを起すかといひますと、ストレスはノイローゼを起します。あるいは、昨今問題になることの多い心身症の原因になります。心身症の原因になるとしますと、つまり胃潰瘍を起したり円形脱毛症、台湾はげと言われているものを起したり、あるいは高血圧を起したり、耳鼻科の病氣やあるいは眼科の病氣なども起すわけですから、身体的健康にも關係してくるということが言えるのではないのでしょうか。

精神的なものにどういう影響を与えるかといふことは、これはもう心理学その他でもつていろいろ実験をやつておられます。例えば心的緊張力、仕事を頑張る力、能率、例えば反応時間がどうなるのか。精神的テンポがどのくらい速くなるか。注意力がどうなるのか。記憶力は、記憶力のうちでも、今聞いたものをすぐに繰返すような短期記憶は、これは別にたばこに關係がありませんけれども、長期記憶になりますと、長い間の記憶、頭に名残を固めていく作用から言ひますと、たばこはプラスの作用をするなどと言われております。これは精神の問題であります。こういう問題を我々は無視することができない。

ところで、こういう問題は特に個人差が非常にあります。それで次に身体的健康とたばこの問題に入りますけれども、身体的健康とたばこの問題についてもやはり個人差といふものを重要視しないわけにはいかなないのであります。

ただ、確かにたばこには体への悪影響がありまして、フランス学派はタバジズム、タバコ症といふことを言つておられますので、私もそれは紹介いたしました。これはニコチンだけではありませぬ。特に慢性の消化器の病氣、あるいは咽喉炎、のどの病氣ですね、あるいは頻脈、脈が速くなる、あるいは期外収縮とかいろいろなものを起す。さらにはがんとの關係が問題にされております。

しかし、これらはすべて個人差があります。そうしてどのくらい吸うか、たばこをどの程度に取るかという適量の問題があります。ある人にはたばこはストレスの解消という、先ほど申し上げたものを通じましてプラスの影響さえあります。

日本に泉重千代さんという世界一の長寿者がおります。ギネスブックに載つておりますが、この人なんかはたばこを吸つてゐる。あるいは我々の周辺にも有沢広巳先生みたいなヘビースモーカーがおります。一緒に講演旅行をしまして盛んに吸つておられたです。精神分析のフロイトなんという人は、これはもう大変なヘビースモーカーでして、それが原因で恐らく私はがんになつたと思ひますが、がんになつて死んだのは八十二歳。そうして、一時的に禁煙されたことがありました。たばこを吸うすばらしい習慣をやめたことで私の知的関心が大幅に減退したといふことを本の中に書いてあります。

そんなことで、プラスの影響もある。そうして、人によつて適量といふものがあるといふことを考へなければならぬと思ひますのであります。特に一般的に今日問題になりますものに肥満、太るといふことがあります。短命と關係あるものとして太る、肥満がありまして、長生きするためにはやせよといふことを言うんだ、そうでありまして、アメリカでですね。そういうことが言われてゐるんですが、確かにそういうことは否定できません。

私は長い間評論をやつておりました大宅壮一さんと一緒に仕事をしておりましたが、この大宅壮一

一さん、晩年には異常に太ってしまった。たばこは吸いませんし、だんだんに太ってきた。そうして、とうとうそれが原因で私は早く命を亡くしたのだらうと思っております。

アメリカの瘦身法、やせる方法は、たばこだけではありせんけれども、適当にたばこを組み入れて、そうしてやせるというやり方を勧めております。いろいろな方法がある。たばこをある程度害にならないように使えということを勧めております。

大体日本人は、これは体によいとなりますと余計飲みます。例のキノホルムやなんかも私はそうだと思っております。私自身はかつて四十代、五十代のころ大変下痢をしまして、キノホルムの御厄介になっていたわけでした、これが今禁止されたということに大変憤慨しているような次第です。つまり、いいとなると余計飲む。これは日本の医療制度との関係がありますけれども、非常に余計とる。こういうことではないので、適量というものが常に問題になるのではないのでしょうか。

さて、こうなりますと喫煙をこれからどうすべきか。喫煙の知恵ということが必要だと思ひます。

これからの方向の第一は、例えばたばこの会社が出来るようにすけれども、私はたばこの種類を多くすることを勧め、希望しております。ユネスコの学会に出席しろと言われまして、出席いたしました。このとき有名な学者の一人が私と一緒に生活したんですが、その彼が、健康の理由のためにむやみにたばこは吸えない、かきたばこを吸えと言われて、鼻でかぐたばこ、ホテルで売ってませんでしたものですから、ホテルから出てたばこ屋へ行って買ってまいりました。それをよく覚えておられるんです。日本でもシガレット以外のものも買えるように、健康を考えてたばこを吸うことができるようにすべきではないかというのが私の一つの意見です。

それから第二は、たばこに強い人に自由に吸わせる

と同時に、弱い人に間接喫煙の害がないようにすることが大切であらうかと思ひます。

私は国鉄の安全会議の会長をしているわけですが、湘南電車なんかの場合にグリーン車が二両ついている。だけれども、これを両方禁煙にしている。そんなことは必要ないんで、一つは喫煙車にしていいのではないかと同時に、あらゆる列車を外国式に近くへ行く列車でも一面ごとに禁煙車をつけるようにした方がよくはないかというふうに考えるのであります。

個人の立場から言ひまして、たばこというのは遺伝に關係がある、身体的條件に關係がある。価値観を土台にしていることもありましよう。とにかくそういうわけで適量ということが必要。

将来は学校などでもそういう喫煙の教育をすべきではないか。喫煙教育というものによつて喫煙の知恵、どんなふうにとばこを吸うかという知恵が必要だと思ひます。これは学校だけでなく、テレビなどでもこれは言えることだと思ひます。私のところにヨーロッパ人がこの前来ておりました、テレビを見て、そうしたところが、もちろん我々は途中で説明をするんですけれども、何でもないドラマですが、相手に吸っていいですかとも聞かずにたばこを吸ひ出したら、日本人はそんなのかというふうなことを言つておりましたが、そういう習慣形成の必要というものもあるのではないのでしょうか。

要するに、喫煙の知恵というべきものを社会全体がこれを身につけていくということが絶対に必要であらう。そして、その限り十分にこれを利用する、たばこがストレス解消にプラスになるならばこれを利用させるというふうな、これが大切であらうというのが私の考えでございます。

後でまた御質問がありましてらお答えすることにしめて、これでもって終わりにいたします。
○委員長(伊江朝雄君) どうもありがとうございます。

次に、松下参考人をお願いいたします。

○参考人(松下龍太郎君) 松下でございます。先ほど岩村参考人から大変痛烈な御批判がございました。審議いただく上ではこれに触れるべきかもしれませんが、その立場にもございませぬので基本的な意見だけを申し上げたい、こう思ひます。

今回の専売改革問題が提起されましたとき、そのたばこ耕作に及ぼす影響が極めて大きいことから、耕作者はその推移に深刻な不安を抱きまされた。特に、この問題が製品たばこの市場開放問題と並行して生じたところに問題の厳しさがあらまされた。

たばこ耕作は、八十余年の間、専売制度のもとにあつて、その原料供給の役割を担当してまいりました。最近においては、かつての零細経営から脱皮して、耕種部門では米に次ぐ生産高の農産物に成長し、たばこ耕作農家も極めて専業度の高い農村経済における中核的存在となつております。

このような実態から、私も、今次の改革に当たっては、単に企業合理化の観点にとどまらず、我が国農業におけるたばこ耕作の意義をあわせ考へるべきであるとして、現行専売制度、公社制度の発展的存続を強く主張してまいつたところであります。

しかしながら、一方、市場開放を強く求められて現下の国際情勢のもとにおいて、我が国たばこ事業の国際競争力の強化が急務であることもまた事実であります。外国製品のシェアの拡大が直ちに原料業たばこの需要減退につながるという現実を無視することはできません。

この農政的な配慮と、たばこ事業の当事者能力の強化という二つの柱の調和を図り、我が国たばこ事業の長期的な発展を目指したものがこの改革法案であると私も考えております。さまざまな曲折はありましたが、私も、この法案を信頼し、その成立を強く念願するものであります。諸先生のこの上とも一段の御高配を心からお願い申し上げます。

この法案によつてたばこ耕作に関する基本的な諸制度が発展的に継承されていることは感謝にたえないところであります。しかしながら、今後の新会社の運営について一抹の不安がないわけではありませぬ。新会社が激しい国際競争下においてその企業性を最高度に発揮すべきはもとよりであります。その運営が利潤追求に偏する余り、農業であるたばこ耕作に對し限界を超えたりしわ寄せを及ぼすことがあつては、我が国たばこ農業の将来はありませぬ。私も自身、みずからの体質の強化に真剣な努力を傾ける決意であります。新会社が節度ある経営を行うよう諸先生の特段の御配慮を特にお願ひいたしたいと存じます。

同時に、株式の政府保有については、私も大きな不安の中で公社の特殊会社化に踏み切つた最大のもので、政府全額出資の国有会社というところにあつた実情を御理解を賜りたいと思ひます。

市場開放体制のもとにあつて、これからの我が国たばこ事業の環境はまことに厳しいものがあると思ひます。私も運命共同体として新会社と一体となつて品質、生産性の向上に全力を挙げる所存であります。何分にもわが国の風土、立地条件からして体質の改善には多くの困難があります。今後とも農林行政の一層の御協力を願ひます。

今後とも農林行政の一層の御協力を願ひます。と同時に、新会社による耕作近代化のためのたばこ耕作者、耕作組合への助成の継続、試験研究機関の強化などに特段の御配慮をお願い申し上げます。

同時に、法案に直接關係するものではありませんが、今後の国際的な原料コスト面での競争に對処するには製品たばこの関税問題が極めて重要であります。今後のたばこ事業において国産業たばこを主原料として使用していく方針を貫くために、先般二〇%に引き下げられました関税率がこれ以上引き下げられることがないよう衷心よりお願い申し上げます。

以上、たばこ耕作者の心情を申し上げました。私どもの心情をお読みいただき、改革法案の

今国会での成立のため特段の御配慮をお願いいたしますとともに、新会社移行後も耕作者のため一層の御指導を賜りますようお願いをいたしまして意見といたします。

以上であります。

○委員長(伊江朝雄君) ありがとうございます。

次に、関野参考人をお願いいたします。関野参考人。

○参考人(関野泰夫君) 関野でございます。たばこ販売協同組合の全国連合会の副会長をさせていただきます。ただいま御指導を賜ります。先生方には、日ごろたばこの販売業界に対して温かい御指導を賜りまして、ありがとうございます。また、このたばこのたばこ事業関係法案につきましては、御熱心な御審議をいただき、本日は私どもの業界の意見を述べさせていただきます機会を与えられましたことを大変光榮に存じております。

今回、専売制、公社制度の改正に当たりましては、私どもたばこ小売店は流通の秩序の維持、特に指定制と定価制度の維持を強くお願いしてまいりましたところでございます。先生方には既に御承知のことと存じますが、ここで私たちのお願いの趣旨を述べさせていただきます。

たばこの流通専売制がとられましたのは明治の時代でございますが、財政上の要請によって民営から専売制になりました。既に八十余年が経過いたしました。この間、たばこ小売店は零細な経営実態の中で、嗜好品として日常生活に親しまれておりました。このお客様への利便、流通秩序の維持に努めてまいり、結果として、国及び地方自治体の財政収入の確保に協力してまいりました。この小売人指定の制度は、いかなる地域におきましても同一の品質、同一の価格で販売することにより、商品購買への信頼を築き上げてきております。また、このたばこにかかる税金には国及び地方自治体はほとんど徴税コストを必要としなくて、しかも確実に税収を上げられていたわけでございます。こうした長い歴史を通じて

てのたばこ小売店の役割、使命、そして貢献につきまして、ぜひ先生方の御理解を賜りたいと存じております。

次に、たばこ小売人の経営の実態につきまして申し述べさせていただきます。

現在、たばこの小売店は全国で約二十六万店ございます。これはお酒の販売店が約十四万店ぐらゐというふうな関係でございます。その倍近い数字になるわけでございます。また人口の面から見ますと、四百五十人に一店ぐらゐの割合になつておりまして、皆様に御不便をかけないように配置されていると思っております。このたばこ販売店の一店当たりの平均の売上高は月に約百万円でございます。大体平均百万円でございます。しかもこのうち月に百万円以下のお店が七〇%を占めております。五十万円以下で見ますと四〇%ぐらゐになるわけでございます。たばこの小売店が総じて零細な経営実態にあることがおわかりいただけるかと存じます。また、このたばこ小売人の中には、身体障害者福祉法及び母子及び寡婦福祉法の該当の方もかなりいらっしゃるわけでございまして、こうした状況の中で今日たばこの小売店が何とか経営していくことができません。無論他の商売も兼業しております店も多々ございますが、何と申し申しても指定、定価制によるものでござい

ます。以上申し上げましたように、指定制は、財政上も、消費者の利便あるいは小売店経営上からも、明治以来有効に機能してきたものと信じております。仮にこれが崩壊するようなことになりましたら、軒並みにたばこが販売されることになり、小売店が乱立することは明らかでございます。さらに小売店は零細化し、その秩序が乱れて各方面に重大な影響が出ると思われま

す。このことから来る混乱は、新たにできる会社等における配送経費や販売費の増大を招くことになりまして、ひいては価格の上昇をもたらして、また乱立によって財政収入に影響が生じるおそれもあるわけでござい

ます。今回審議されております法律案にお

きまして、この指定制度につきましては実質的な維持が図られておりますことを大変ありがたく存じておりますが、今後とも、将来にわたって先生方の御高配をいただけますよう心からお願ひ申し上げます。

定価制度につきましても同様でございます。現在、たばこは銘柄ごとに定価が定められ、全国どこでも同一価格で売られることを義務づけられておりまして、たばこ小売店がこれをかたく守り続けてまいつたわけでございます。したがって定着しております。お客様にも長い間にわたって定着しております。商習慣としても確立されているわけでござい

ます。この秩序がもし崩れるようなことになりましたら、場所によっては大変高価なものになったり、大規模小売店が値引き販売やダビングを行うおそれもあるわけでござい

ます。かかる情勢下で、私たちは我が国のたばこ産業を守るため、競争体制の確立、消費者の求めに応じたたばこづくりに全力を挙げなければならぬと考へております。今回の改革法案は、その意味では、我が国のたばこ産業を維持し、発展させるための条件づくりであり、その条件づくりは、たばこ産業の特性、そしてたばこ産業の現状を正しく見詰めた上で行われなくてはならないと思

います。以上の立場に立ちまして若干意見を申し上げたいと思ひます。まず、厳しい環境の中で、我が国たばこ産業の健全な発展、財政収入の安定的確保、そして国民経済の健全な発展に資するためには、責任に裏づけられた経営の自主性が付与されなくてはなりません。効率的、弾力的運営が制度、運用の両面から保障され、名実ともに完全な当事者能力が確保されなくてはなりません。あわせて、職場の活性化、働きがいのある職場づくりのため、民主的な労使関係が確立されなくてはなりません。

提案されている法案全体を見た場合、当事者能力や労使関係の近代化に向けて前向きな対応がとられてい

から会社化への目的の一つが所有と経営の分離にあると考えるとき、政令、省令、特に大蔵大臣の許可権の行使のいかんによつては、結果的に当事者能力が制約され、具体的経営活動への介入となりかねません。活力ある責任ある経営体制確立のため十分な説明が行われることを求めたいと考えています。また労使関係についても労働三法下において名実ともに実効のある措置がとられるよう強く求めるところであります。

次に、長い専売制度のもとで日本のたばこ産業を維持し、発展させ、今回三兆円の売上高、一兆八千億円の財源貢献を果たしている公社が、私たちの組合は言うに及ばず、葉たばこ耕作農民、たばこ販売店、関連産業で働く人たちの努力によるものが多いことをぜひ認めていただきたいと考えます。その上立つてこの制度改革が行われるわけでありませんが、これらの人たちが将来に向けて強い不安を持っていることもまた知っていただきたいというふうに思います。

もちろん本法案が民営・分割の道をとらず、葉たばこ耕作者、販売店の条件に激変緩和の方向をとり、職員の雇用や労働条件についても、基本的に新会社を引き継ぐことなどの措置をとっていることを評価したいと考えています。しかし、それにもかかわらず関係者の多くが不安を持っているのは、現実に専売制度が廃止されたとき、巨大な国庫たばこ資本の日本市場への進出、そしてたばこ市場が停滞する中で仕事はどう変わるのか、それが生活にどう影響するのか、まだ十分に理解ができないからだと思います。

これからの厳しい情勢の中で競争に勝つためには、品質の面でもコストの面でもみずから努力する必要性は当然であり、技術革新に向けても組合として対応するつもりであります。そのためには経営基盤強化とあわせて、雇用の安定拡大のための事業領域の拡大、輸入品会社との同一規制の原則、国内葉たばこ原料を主原料とするための条件づくりをどうするか、特に葉たばこは製造たばこのコストに影響するところが大きいだけに、

日本農政との関係を見詰めながら国としてのかわり合いを検討すべきであります。こうした具体的な問題についても、ぜひ本委員会の審議を通じて明らかにしていただきたいと思ひます。そして、制度改革による関係者の不安を排除していただきたいというふうに思ひます。

次に、新会社の財務、健全経営確保について意見を申し上げます。

健全経営の確保は新会社の将来に向けて重要な課題であります。またそのことなくして国や自治体に対する安定的な財源確保という役割を果たすことはできません。制度改革後、新会社が法人税等新たな負担を負うことになることは御案内のとおりであります。また消費税率への移行に伴って、初年度には二年分の税金相当額を支払うことになることもあり、新会社としての資金調達、利子増は新会社の大きな課題であります。

さらに、今後の厳しいシェア争い、価格競争を考えると、専売制度下と異なつた対応が必要となります。もちろん産業関係者としての努力は当然であります。我が国のたばこ産業の長期的発展のため、国としての十分な対応も必要であると考えています。税制変更に伴う新会社の資金問題についての適切な配慮、資本金が過大にならない配慮、あるいは五十八年度、五十九年度の特別措置、いわゆる三十四銭問題について延長の措置をとらないこと等の新会社経営のための諸措置に加え、国内産業たばこの実情等にかんがみ、現行関税率水準を守ること、将来的な課題としていわゆる葉たばこの農政負担と言われる部分が製品コストにはね返らない措置の検討が必要であると考へます。

最後に、塩専売制度については、塩が重要な物資であることから、公益専売としての立場を将来にわたつて守ることが必要であることを強く訴えておきます。

私たちは、これまで専売制度下で日本のたばこ、塩産業の発展のために努力をしてまいりました。将来に向けても全力を挙げて取り組む決意で

あります。たばこについては安くてうまくて安心して吸えるたばこの供給、塩については円滑な需給と価格の安定を図るため努力をいたします。そのために、本委員会における審議を通じてそうした体制が確立されることを期待し、私の意見にかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(伊江朝雄君) ありがとうございます。

最後に、前面参考人をお願いいたします。

○参考人(前園利治君) 塩の生産団体であります日本塩工業会の副会長前園でございます。諸先生には塩の問題につきまして既に深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今回提案されております塩専売法案に関連しまして、次の四点について要望意見を申し上げます。

第一点でございます。この法案におきましては、塩専売の公益目的が明文化されております。また現行の塩専売制度の基本的枠組みは実態的に継続されていきます。この点につきまして塩事業の関係者は深く感謝を申し上げておるところでございます。そのような意味で、この法案が今国会で原案どおり無事成立することを強く希望いたします。

第二点でございます。新しい専売法のもとの塩事業の運営に当たりましては、公益目的を追求することはもちろんですが、塩事業関係者に対しても、引き続き血の通つた施策が講ぜられるよう特段の配慮をお願いいたします。このような観点から、次の二つの項目について具体的な要望を申し上げます。

その一つ。大蔵大臣の諮問機関として設置されますたばこ事業等審議会及び新たに新会社に設置される塩専売事業運営委員会、この両者の構成並びに運営に当たっては、塩事業関係者の本當の声が十分反映されるよう御配慮をお願いいたします。

その二。現在、公社総裁の諮問機関であります

塩業審議会及び塩収納価格審議会は引き続き新会社の塩事業責任者の諮問機関として存置され、これまでと同様の運営を継続していかれるよう、そして塩事業関係者の意見を反映されるようお願いいたします。

第三点でございます。我が国は塩の製造にはまことに不向きな条件下にありますけれども、塩は人間の生存に欠かせない重要物資でありますので、塩事業の関係者は、少なくとも食用塩については何とか経済ベースにのつた上で自給率を高めていきたいと、こういう念願を長年の宿願にいたしております。この念願をバックボーンにしまして、塩の関係業界におきましては、国内塩産業の自立体制の確立という目標に向かって、目下生産・流通の両面にわたり精いっぱい合理化努力を行っているところであります。

塩の生産業界の実情を申し上げますと、昭和五十七年、五十八年、五十九年と三年連続する大幅な生産者価格の引き下げにも耐えながら、新しいイオン交換膜の導入、燃料転換などを中心にしまして、多額の投資負担を伴う合理化努力を懸命に実施中でございます。そして着実にコストを引き下げ、昭和六十一年の目標価格に向かって忠実に接近を図っておるところでございます。一方また、自主流通米に似ております販売特例塩につきまして、一定の秩序を守りながらその取扱に力を注ぎ、全体で年間三十万トンを超える状況になっております。国内塩の生産百二十万トンの約四分の一近くになるような状況であります。

このように塩産業の自立化を目指して真剣に努力している点につきまして諸先生の御理解、御支援を賜りたいと思ひます。同時に、生産・流通の合理化の過程で無用な混乱が起きないよう、適切な措置を講ぜられるとともに、大きな影響が出そうな場合は特段の配慮がなされるよう要望いたします。

第四点でございます。この法案の附則第二条で、「国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所

要の措置を講ずるもの」とされておりますが、塩の公益専売制度に検討を加えられる際には、塩の重要性にかんがみ、その公的関与のあり方について国民消費者並びに塩専売事業に長年貢献してきておる塩事業関係者の意見を十分尊重されるよう要望いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊江朝雄君） どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○竹田四郎君 六人の参考人の皆さん、きょうは我々の委員会の審議のために陳述をいただきましてありがとうございます。逐次各参考人についてお伺いをしていきたい、このように思っています。

まず、岩村参考人にお尋ねをいたしますけれども、臨調は今参考人がお述べになりましたように民営化を最終の目標にいたしまして、その一定段階としての特殊法人化というふうに規定をされているわけでありまして、その過程において、葉たばこ耕作の問題あるいは製造工程におけるところの過剰な人員の整理の問題、効率化の問題、こうした問題が整理されたあぐくには民営化すると、こういうふうにおっしゃっておられるわけでありまして、これに対して政府の方は、今のこの特殊会社方式を恒久的な措置であり、今日のこうした新しい日本たばこ産業株式会社を恒久的な組織として残していくんだと、こういう考え方であるように感じています。

この両者の意見が今日の中曽根内閣の中でかなり大きく相違してきていると思うわけでありまして、けれども、岩村参考人は臨調の方を解散されているんですからおやめになったわけでありましてけれども、一体臨調の論議ではいつごろまでこの特殊法人の段階というのを考えておられたのか。葉たばこの問題は国際価格に行った点で自由化してい

ばこの問題は国際価格に行った点で自由化してい

いんだらうということだろうと思うんですが、どうもその辺、臨調のおっしゃっていることと政府の言っていることとの間にかなりの大きな差があるような気がしてならないわけでありまして、政府の方の答弁ですと、これは臨調の方がおっしゃっているかどうか知りませんが、臨調はかな

り分割化も考えておられるというようにも時々答弁の中に見られるわけですが、その辺は一体どうなのかという気がいたします。

もう一つは、政府の干渉をなくしろということをおっしゃっているんですが、今度の場合に、特に専売の場合には監督者と株主とが同一の大蔵大臣だということでありまして、この辺では、監督者としての発言が文句を言われれば株主として発言すると、こういう両面を持っていることがむしろ政府の干渉を大きくして、新しい会社の自主性というものの逆では若干問題があるんじゃないだろうかという感じもするんですが、その辺についてひとつ先生の御意見を賜りたいと思います。

それからもう一つは葉たばこ問題です。葉たばこの価格について岩村先生は大部分厳しい御指摘をなさっていると思うんですが、私はこれは葉たばこ産業だけで論ずるのは少し酷なような感じがするわけでありまして、日本の米作というものと葉たばことの関係というのはちよつと切り離せない問題、ですから、葉たばこ問題だけでなく、農政問題全体というものを考えていかないと、葉たばこだけでうまくいくかどうか、こんな感じがするんですが、その米作と葉たばこの農政問題との関係でどういふ御議論があったか、あるいは岩村先生としてどういふ御考えなのか。

以上を点、ひとつ岩村先生に御意見をいただきたいと思ひます。

○参考人（岩村精一 洋君） お答えいたします。何年ぐらゐを特殊会社としての経過期間として、何年ぐらゐ後に民営会社としたらいいかという内々の話があったかという御質問ですけれども、

も、これは内々の話もございせんでした。ただ、余り深い思慮の中から出た発言ではなくて、腰だめの五年だとか十年だとかいう、そういうような雑談的な意見は出されたかと記憶しておりますけれども、大体このぐらゐのことを委員として念頭に置こうというような、打ち合わせといいますか、答申を書きますときの申し合わせみたいなものは一切ございせんでした。

それから分割化の問題でございせんけれども、第四部会の内部に分割化を要求する声はかなりございまして、今の専売公社の企業規模は、これはたしか世界の第三位ぐらゐにつけていと思ひますが、このぐらゐ大きな企業であれば分割してもやっつけられるんじゃないか。分割することによって、むしろたばこの味わいなどについて個性が出せる。それだけかなりおいしいたばこ——私、不幸にしてたばこを生まれてからこの方吸ったことございせんが、おいしいたばこでございせんやないか、個性のあるたばこでございせんやないか。今のお酒で地酒がうまい式のごときでございせん。そういうようなこともできるんじゃないかという意見もございまして、けれども、今の海外のたばこ資本の巨大量というものを考えますと、これと戦つていかなければならない日本のたばこ産業は今ぐらゐの規模であつていいのじゃないか。分割ということをしていまして、たばこ耕作問題、これは一朝一夕で片づくわけではないので、いろいろな中間的な手を打つていかなければならないわけでありまして、これが非常に処理しにくくなるという問題もございまして、それで、どうも分割しないで一企業体でいっただ方がよろうという意見になつたわけでありまして、それから政府の干渉、大蔵大臣の干渉でございせんけれども、これは確かに、この法案を読みますと、そのときどきのやりよういかんによつてはかなり厳しい干渉もできるなという気がいたします。ですから、先ほど私注文意見として申しました、ソフトな行政でやれよという注文を申しましたのは、まさにこのことを懸念するからでございまして。

それから葉たばこの価格の問題でございまして、私、葉たばこの価格、要するに国産葉たばこ問題につきましては、臨調の審議の中では、もうたばこはお米のような安全保障的な意味はないのだからこれを保護する必要はないのじゃないかという意見もございまして。しかし私はそのように短絡した意見を持つておりません。といいますのは、たばこ耕作の場合の地域的偏在のこととか、それから比較的専業農家が多いとかいうことがございまして、それからお米の減反をすれば何かかわる作物をやつていかなければならない。そういうことを考えました場合に、葉たばこ耕作の問題は簡単には片づかないだろう。これはかすに時日をもつてしなければならぬまいと、そのように考えております。そのために特殊法人というように経営形態で当面をしのぐことはやむを得ないんじゃないだろうか、そのように考えております。

○竹田四郎君 次に宮城参考人にお尋ねをしたいと思います。私も今はたばこを吸つておりませんが、数年前まではたばこを吸つていたわけでありまして、たばこを吸わないという立場になりますと、どうも今の世の中の風俗、習慣というのがたばこを吸う人中心にできているような感じがしてしょうがないわけでありまして。例えば駅なんかで電車を待つていっていると吸い殻入れというのがありますけれども、あの吸い殻入れが燃えていてホームにかなりの煙が流れてきて、だれも知らぬ顔している。たばこを吸う人が積極的に消してくれらんじやなくて、むしろたばこを吸わない人がそれを消しに行つていというのが現状であると思ふんですけれども、たばこを吸わない人も吸わないために守られる問題があるし、吸う人も先ほど言つたいろいろな効果があることも私は十分理解しているつもりであります。ですから、吸つちやいけないというふうには思ひせんけれども、やっぱり時間と所と場合、TPOというものがあつて、そういうものがある。少し私、日本もこれから国際的にたばこを売る立場

ざいます。それから葉たばこの価格の問題でございまして、私、葉たばこの価格、要するに国産葉たばこ問題につきましては、臨調の審議の中では、もうたばこはお米のような安全保障的な意味はないのだからこれを保護する必要はないのじゃないかという意見もございまして。しかし私はそのように短絡した意見を持つておりません。といいますのは、たばこ耕作の場合の地域的偏在のこととか、それから比較的専業農家が多いとかいうことがございまして、それからお米の減反をすれば何かかわる作物をやつていかなければならない。そういうことを考えました場合に、葉たばこ耕作の問題は簡単には片づかないだろう。これはかすに時日をもつてしなければならぬまいと、そのように考えております。そのために特殊法人というように経営形態で当面をしのぐことはやむを得ないんじゃないだろうか、そのように考えております。

ざいます。それから葉たばこの価格の問題でございまして、私、葉たばこの価格、要するに国産葉たばこ問題につきましては、臨調の審議の中では、もうたばこはお米のような安全保障的な意味はないのだからこれを保護する必要はないのじゃないかという意見もございまして。しかし私はそのように短絡した意見を持つておりません。といいますのは、たばこ耕作の場合の地域的偏在のこととか、それから比較的専業農家が多いとかいうことがございまして、それからお米の減反をすれば何かかわる作物をやつていかなければならない。そういうことを考えました場合に、葉たばこ耕作の問題は簡単には片づかないだろう。これはかすに時日をもつてしなければならぬまいと、そのように考えております。そのために特殊法人というように経営形態で当面をしのぐことはやむを得ないんじゃないだろうか、そのように考えております。

にありますから、今まではどちらかというと外へは売らなかつたからあれですが、売る立場になれば、たばこを吸う者としてのそういうマナーというんですかね、こういうものが私はどうも必要ではないか。

先生のお話でも、そういう点も少し教育の課程の中に入れたらどうかというお話で、私もその点は同意でございますけれども、今後、これは効率的な立場からいいますと、新しい会社がこのいうことをかなり積極的にやってもならなくないという、売るんですから。今ちょうどいろいろな缶、空き缶の回収をメーカーに求めていたりあるいは電池メーカーにその処理を求めていると同じように、新しい会社がそういう面、今でも例えば「スモーククリーン」というようなことで、専売公社はそういう運動はしておりますけれども、もう少しこの面でも積極的にやっていくということが必要であろう、こう思うんです。新しい会社は発足当時というのはいろいろな問題があると思うんですけれども、これはひとつやってもならなくちゃならぬと思うんです。

先生もそういう方面でいろいろ御活動をいたしていると思うんですけれども、学校で教えるのもいいんですが、もう少し社会的なマナーとしてどういふようなことをお考えなのか、簡単に結構でございますからお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(宮城音弥君) 今御意見を伺ったんですけれども、私は全く賛成でございます。風習がかわらないと、カスターという習慣です、風習がかわらないとなかなかこういうものはうまいかない。

その風習を分けまして、サムナーなんという人は、習俗、これは知り合いに会ったあいつをするというふうなそういう簡単な習慣的な行動ですが、それと、良俗とも言いいますか、モレーズというんですが、べし、べからず、これはいけないうというふうなタブー、べからずの方はタブーですが、べし、べからずというふうなものと、その

二つに分けております、習俗と良俗と。こういう点から考えますと、私は、良俗の方はもっと厳重に罰を与えるべきだと思っております。例えば駐車違反というのがある。これはちょっと駐車して違反したというだけで何千円も罰金を取られる。こういう制度というものが必要なので、禁煙室では喫煙すべからずというのがあったら、これに對して罰を与えるようなことを将来は考えていたきたい。それで、条件反射によつて教育すべきであるというのが、良俗に對してはそういうような態度でいくべきだと思ひます。

それに対して、いろいろな習慣、今までの喫煙の人が、吸つてもよろしいですかと言うようなこと。あるいは全然喫煙というものは悪いものだといつても何もかも悪く考えるということは、これは注意すべきであつて、人によつては先ほど申しましたようにストレス解消の役割もするんだし、いろいろな点でプラスもあるもので、このプラスを生かしていくようにすべきであつて、そのためには、今、教育と申しましたけれども、学校教育や家庭教育ばかりでなくて、マスコミによる教育というものもだんだん組み入れていく、そういうようなことも必要ではないかと、そういうように考えております。

それから会社ができました、どういふことが、先ほどちょっと触れましたけれども、とにかくシガレットというものは大量生産で非常に安くある。それでこれが世界じゅうで今普及している次第ですけれども、そればかりではいけないんじゃないかというのを先ほど申し上げたわけですが、かぎればこみたないもの、これは売れないでしょうけれども、そういうものも必要。いろいろな種類のものを将来は出していく。もうけるというところでは大量生産する、生産力を増強するということだけに、そういうふうなものも考えていくべきではなからうか、そういうふうに考へてはいる次第でございます。

○竹田四郎君 次に松下参考人にお尋ねします。私どもの議論の中でも、葉たばこの生産費が高いという問題は、これはだれもが否定できない問題だと思ふんですけれども、しかしそれをすぐ開放体制にして葉たばこ生産をつぶしてしまうということについては、これは必ずしもだれもが賛成してない。今までの議論の経過はそういうことだと思ふんです。しかし、いずれにしてももう少し葉たばこの生産性を高めて、葉たばこの値段を安くしない限りは、金の卵を生む鶏を殺してしまう結果になるし、葉たばこ生産の方々も、そうなるまいかと、これまたうまいかなというところになると思ふんです。

今までは許可を受けたものは全量買い上げというものでありますから、全部買い上げてくれたわけですが、今後一応契約したものは全量買い上げということになるわけでありまして、しかしその点は葉たばこ耕作をなさっている方も、もう少し経営を集約するとか、効率化してもらわなければいけないんじゃないだろうか。それには、ただ、おまえたち葉たばこの生産をやめろということではいけない。葉たばこ耕作者がほかに生きる道はないわけでありまして、私は何らかの葉たばこの生産を集約して効率化することはいいんですけれども、そうすると必然的に圃場の集約する問題もあるでしょうし、それから機械化することになると、小さな面積で離れてつくっているようなものは転換してもらわにやならぬと、こういうふうになると思ふんです。

そういうことから積極的に今新しいところに進むときに、耕作組合の方では何らかの形で考えたい。そのためにはいろいろな国の農政の面、それから今の専売公社のいろいろな技術、そういう意味では専売公社もこれからの研究して、バイオテクノロジーなどによる新しい作物、あるいは新しい何らかのほのかのたばこでなくしてそれに関連する新しいものができるような作物、そういう新しい製品を生み出すような原料、こういうようなものをつくっていく。純粹に葉たばこだけじゃなくて、もう少し積極的に広げる努力を公社も農水省の方も、それから皆さんの方も

努力していただかなければならぬと思ふんですけれども、その辺の構えはどんなふうなものでしょうか。

○参考人(松下龍太郎君) 全く御指摘のとおりでございます。今現在たばこの産地ではないかにして生産性を上げるかという意識は相当個々の農家までしみ込んでおります。

生産性を上げるのに最も的確な、また王道と言へる方法は、規模を拡大するか収量を多産するという問題でございます。遺憾ながら、現在置かれております環境は、面積についてはもちろん生産調整を必要とする時期であります。同時に、一時相当収量をとりまして品質が低下いたしましたので、収量についても極めて厳格な収量規制を行っております。したがって、こういう面ではそういう基礎を広げる面での生産性のあり方というのが、環境としては非常に難しいというハンディを今背負つておるわけでありまして、したがって、今目標にしておりますのは、そういうことと一たん離れて、現在の耕作法の中で労働生産性をさらに上げる方法はないかということに現在取り組んでおるところであります。

その具体的な問題としましては、目下主力を注いでおりますのはたばこの専用の農業機械であります。これをできるだけ広範に導入する。もう一つは、たばこというものは産地においてはおわかりになると思うんですが、収穫後に一枚一枚を分けをするという作業がございまして、昔はまた一枚一枚を伸ばして平らにしておつた。これはなくなりまして、いまだにそういう分けに大変時間がかかつております。これが全体の労働時間の四分の一を占めております。これを目下できるだけなくそうということ、既に技術的にはほとんど公社と詰めて終わっております。近々私どもの役員会で結論を出すということにいたしております。これは実際に実現すれば相当の効果を発揮するといふふうに考えております。

もう一つ、いわゆる面積にゆとりがないという

り上げをどれだけ上げたところにおいてはマージンをどれくらいふやす、こういうふうな差別的なマージンをやってくる可能性が非常にあるんじゃないか。これによって国産の製造たばこの市場が奪われていく。このことの方が、小売定価を安くするということよりもそういうことの方が實際シェアを彼らがとっていく一つの手段になるんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、そういうことについては販売組合の方では何らかされるわけですか。あるいはそういうことをすることにによって、場合によれば独禁法等の不当競争という

○参考人(関野泰夫君) お答え申し上げます。
これから先マージンが自由化になるとどうなるかということについては、先生御指摘のとおり、私どもは大変心配しているわけでございますけれども、基本的には現在の指定店が従来どおり定価制度を守った一つの節度というのを持っているわけでございます。したがって、例えば大規模店等が乱立いたしましたして乱売等を始めますと、そういうふうな心配というのは起こるわけでございますけれども、そういう意味で現在の販売規模の中で節度を守っていくということは、基本的に私

ましたか、私たちは専売制度であれ、あるいははかの経営形態であれ、とにかく競争していかねければならないという立場は同じでございますから、今までもそうした技術革新には対応してきたつもりでありますし、これからもそうした八千回転の問題についてはそれなりに対応していかななくてはならないというふうに思っています。

しかし、既に今までの合理化の中でいわゆる工場の統廃合、特に非常に近距離にある工場の統合というのは大体行われてきたんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、残った

九

つています。

○丸谷金保君 二点について前副参考人にお伺いいたします。

一点は、先ほどお話のありました最後に、法律附則二条の問題に言及して、自立化するという時期に來たら、事業関係者その他の意見を十分聞いてくれと、こういう御要望がございましたね。業界では本当に自立化できるというふうなめどを持っておられるわけですか。もちろんめどを持ってはいるから、そのときにはおれたちも中へ入れてくれと言ったと思いますけれども、そのことを一つお聞きします。

それからもう一つ、本法の十八条で、十七条の特殊用塩の問題をただし書にあるのと同じように、輸入についてもただし書で特殊用塩に準ずる塩として省令で定めたものは輸入することができると、こうなっておるんです。これはどうも読んではみてよくわからないんですが、業界の方では、これは現在の塩工業会所属の製塩業者もこういうのを輸入して販売できるというように理解しておりますか、それとも我々はこの中に入らないんだというふうに理解しておるのか。この二つについてお伺いしたい。

○参考人(前副参考人) お答えいたします。

自立化のめどがついた段階で公益専売について検討される際は、国民、消費者並びに塩事業関係者の要望、意見を十分尊重してもらいたい、こういう意見を陳述しております。

そこで、この自立化の可能性を業界としてはどう思っているかという質問でございますが、先ほども申し上げましたように、日本というのは塩の製造には大変恵まれた条件があります。しかしながら、塩が大変重要な物資である、こういうことで、輸入塩に比べてそんなに割高でない水準でできるだけ国内で自給率を上げていきたい、こういうのが塩関係者の長年の宿願でございますが、そんなことがありまして、公社の方で示されております塩産業の自立化という目標に向かって今一生懸命に努力をしておる、こういうことでござ

います。

そこで、自立化のめどでございますけれども、実は自立化とは一体どういう状態を指して言うのか、この辺まだ適切によくイメージが描かれていないという状況でございます。説明を聞きますと、輸入塩に対して製造コストが競争できるというということ、それから基本的には流通まで含めて塩産業がひとり立ちできるように、こういうことで、自立化ということのイメージが述べられておるわけですが、工業会の方といたしましては、自立化した状態とは一体どういう状態なのか、この点について、今のような製造コストが競争力を持つとか、あるいはひとり立ちするとかいうことだけでなく、もう少し概念の内容を幅広く議論して、そして自立化のイメージというものをもう少し具体化する必要があるのではないかな、こういうふうにおもっております。その辺、大勢の関係者がもう少し幅広く概念の中身を豊富にするための議論をしていくことによって、自立化する必要の必要な方策、こういうものもだんだん具体化してくるし、そういうことと相まって自立化というのが実現に向かうのではないかな、こういうふうにおもっております。

それから特殊用塩でございますけれども、これは専売公社が売り渡した塩をもとにしまして、そしてそれに相当細かな加工をする、こういう塩でございます。それから輸入する場合もそれに類するものを輸入する。これは普通の工業会でつくっております塩なんかとは違って相当自由なルールになっていて、こういうことでございます。

そこで、塩工業会、生産メーカーとして、今のところ、そういうものに手を出すということは考えておりません。将来、その自立化に向かっての努力が進んでいくわけでございますが、その自立化を進めていく段階で、塩専売についてのいろいろな枠組みがございます。そういった枠組みも逐次やわらかいものになっていくのではないかな。今の枠組みが自立化に向かってやわらかく変革されていくそのプロセスの中で、生産業界としてどう

いうふうなこれらに取り組みか、そこで改めて考えていく問題ではないか、こういうふうに考えております。

○丸谷金保君 私の聞き方がどうも悪かったんかと思うんですけども、今考えている、いないというところでなくて、この十八条は、塩工業会所属の製塩会社が輸入しようと思えばできるんだというふうにお読みになっておるかどうかということなんです。

○参考人(前副参考人) これはできるんではないかと思っております。

○岩崎純三君 参考人の皆さん方には大変御多忙のところおいでをいただきまして、ありがとうございます。

まず、岩村参考人にお尋ねをいたしますが、参考人は冒頭のお話の中で、外国輸入たばこの競争の問題、専売公社の競争力、特に労働生産性が低いではないか、また国産たばこに対する問題、さらには消費が伸び悩んでおる、特に特殊会社の問題については将来は完全な民営化をすべきである、臨調の基本方針について率直なお話を、しかもあるものには厳しくお話をされたわけでございます。

実は、これらの問題等につきましては、ただいま本院におきまして、専売改革法案の内容について臨調答申と食い違いがあるんじゃないかな、そうしたいいろいろな指摘もございまして。あるいはまた耕作の方々にとりましては、契約をすれば全量買い上げをするんだ、小売人の問題につきましては指定制が維持されるんだというようなことでございまして、これは今度は衣をかえただけではないか、全く違いがないではないか、こういう御指摘もあるところでございます。

そこで、臨調答申の専売公社改革に関する提言のポイントというものを見つめてみますと、第一には、市場開放要請に適切に対応するとともに、競争原理の導入による効率性の促進を図るため輸入の自由化を行うこと、第二には、経営の自主責任体制の確立などのために、公社制度の単な

る一部改革ではなしに全面的な改革を行うこと、この二点にあると思えます。この考え方に立てば、公社の完全民営化という問題を抜きにいたしますと、余り大きな食い違いがないように考えるわけでございます。ただ、臨調答申との食い違いの大きな内容は、我が国産たばこ産業の置かれておる現状と実態等に配慮した現実的対応ではないかと思うのであります。また、本院での審議におきまして、こうした現実的対応を含めまして大蔵当局は、この法案による新会社制度をもって、お話にございましたとおり、恒久的な措置とする旨の答弁があったところでございます。

こうした問題を含めまして、岩村参考人には、元臨調第四部会長代理といたしまして、いわば専門家の立場といたしまして今回の専売改革法案についてどのような評価をされておるのか、率直な御感想をお伺いしたいと思っております。

○参考人(岩村精一洋君) 先ほど簡単に今参議院で審議されております法案の内容についての私の意見を申し上げます。重ねてのお尋ねでございますので申し上げますが、確かにたばこ耕作問題というのは現実の非常に大きな問題でございます。これに視点を奪われますと、余りに現実にあわせるようなことになって、これをどうしても効率化していかなければならないという方向性が若干希薄になってしまふ、そのように思うわけでありまして。これを一朝一夕には解決できないけれども行く行くはこの問題を解決するぞという意思を法案の中にも書き込む必要があるんじゃないか。それが先ほど申し上げました、将来は完全民営化に持っていくということでございます。

それで、完全民営化に持っていく意味は、たばこ耕作問題だけではなくて、外国たばこ資本としたたかな戦いを国内でやらなければならぬというのとは当然でございますけれども、さらに海外市場に日本のたばこ事業が打って出るという可能性もやはり考えなければならぬ。それから今フィリッパ・モリスやBATとかレイノルズというような大きな国際たばこ資本は、たばこだけで

はなくてそのほかの商売をやつて、それでたばこの需要がそれほど伸びなくなつたような状態をカバーしなからなくてはなりません。

そういう敵方の状況がございまして日本の専売事業もやはり仕事の多角化を考えていかなきゃならない、先ほどなたかのお話の中にもございましてたばこも。その場合に特殊会社であり続けて仕事を多角化するということは、これは問題が起きます。完全な民営会社であるからこそ、たばこ以外のことに手を出し得るわけでありまして。特殊会社の有利な地位を利用しながらほかの仕事に割つて入つてこれればその業界の人々は非常に反発するわけでありまして。そういうようなことを考へて、将来は完全な民営会社に持つていく必要があるんじゃないか、そして日本のたばこ産業の発展というものを考へていく必要がある、そのように思ふわけでありまして。

で、たばこ耕作問題というのは今現実的な非常に大きな問題でございましてけれども、もしも特殊会社として発足いたしますとたばこ事業が外国たばこ資本にだんだんしてやられるというやうな状況が生じますと、これはたばこ耕作者も共倒れであります。たばこ耕作者は何とかしてみずからの生産を合理化して、あるいは適地適作といひますか、何らかの方法を講じて状況にマッチしていかなければたばこ事業が危なくなる、共倒れになつてしまふ、そういうことを考へていかなければいけないだらう。そのためには将来の完全な民営企業というのをうたい上げておいた方がその決意が通つてくるだらう、そのように私は考へております。

以上であります。

○岩崎純三君 岩村参考人、ありがとうございます。

次に宮城参考人にお伺いいたしますが、先生は精神医学の御専門と承つております。その上にたばこに関するいろいろな著作を書かれておられるわけですが、私もその一部を拝読させていただきまして、ただ、最近では喫煙と健康、こういう

問題について大変論議の多いところでもあります。

私も愛煙家の一人でございますけれども、確かにの過ぎますと、経験上、健康にやつぱり悪いかなというやうな感じを受けております。そこで先生の著書「タバコ」そして「愛煙と嫌煙」の中でいろいろ論じられ、その論じられておることが先ほどのお話の中にあつたわけでございます。喫煙は健康に、身体的にも、精神と身体分野においても大変効用があるのである、あるいは喫煙と健康の関係は喫煙者の体質や性格あるいは吸い方や量、喫煙の条件等、禁煙の必要な場合など、さらには同僚委員の方からも御質問がございました。喫煙についてのマナーの問題等々いろいろお話があつたわけでございますけれども、きょうはこの席でそのすべてについてお尋ねを申し上げる、残念ながら、時間がございませぬ。

ただ、先生、その中で、私も喫煙について喫煙教育ということが必要なんだというやうな話もございました。一体喫煙教育というものはどういふやうな内容のものなのか、それからまたこの席で短い時間ではございませぬけれども、いまお話をいただいた以外でたばこについてこれだけはどうしても知つていただきたいということ、大変漠然としたお尋ねの内容で恐縮でございますが、御教示をいただければ幸いです。

○参考人(宮城善弥君) たばこにつきまして、確かに今おっしゃつたやうな問題というのはあり得るかと思ひます。

ところで、たばこについて一番今世の中で問題になつてゐるのは、例えばたばこががんの関係であります。確かに疫学というのはいくつかの学問をやつていく上に必要な学問でありましよう。疫学といふのはこれとこれと関係があるということと統計的に示すわけでありまして。私はがんについての疫学的研究をしてゐる平山博士と議論をしたことがありますけれども、最初に問題にしましたのは、それは新聞屋の後で牛乳屋が来るから新聞屋が牛乳屋の原因であるというやうなものではないかというやうな言い方でこれを批判したことがござい

ますけれども、とにかく疫学の問題というのは平均的なものを扱います。それからわずかな量の場合には問題にしておりません。ですから、例えば九本のんだらうのか、十二本のむとがんになる率が多いのか、これは全然わかりません。ある量以上になりますと、確かに量がふえますとがんが平均的にふえてまいります。それとも一つは、個人個人によつて違ふというところは問題にいたしません。この人はがんになりやすいとか、この人はがんになりにくいとかいうことは問題にしません。そういうことを問題にしないで疫学的に健康に悪いということを言つてゐるわけでございます。

私は教育の場合にはどうしたらいいかということ、そういう問題を一般に知らせるということが必要だということ、それから先ほど申しましたやうに、身体的健康のみが健康だと考へていいのかわるかということについて教育の場面で議論してもらひ、あるいは教育してもらひたいということ。それから人間というのは神様のような完全なものでありませんから、何か麻薬なんかの方にもいくことがあるということは先ほど問題にしましたけれども、そんな問題、それをむしろ防がなければいけないというやうなことを教育していくということ。そういうことが一番中心になるかと思ひます。

要するに教育といひますと、これはいけない、これはいいということだけを言うようではすけれども、習慣をどういふやうにしてつくるべきものか、どういふものが人間にとってプラスになるかというのを、これは学校、家庭ばかりでなく、マスコミの中で教えていつてもいい。それが私が教育と申し上げたこととございまして。

○岩崎純三君 宮城参考人、どうも大変ありがとうございます。

次に松下参考人にお伺いをいたします。

今回の制度改革は、公社制度をたばこ事業法制度、また特殊会社制度に改める大改革でございまして。したがしまして、この歴史的な制度改革に当

たりまして、たばこ耕作の方々あるいは小売人の方々、さらにはたばこ事業関係者の皆さん方には大変な不安が今なお存在いたしておるであらう、こう思ふのであります。

ただ、耕作の方々、先ほど申し上げましたけれども、特殊会社と契約した葉たばこ全量買い上げ、こういうやうな制度になつております。しかし外国製品たばこの輸入の自由化に伴ひまして、製品たばこの競争原理が導入され、ビッグスリーと言われるやうな巨大な外国たばこ会社と我が国たばこ産業が同じ土俵の上でこれから競争していかなきゃならない、そういう状況にあるわけでございます。現在外国たばこの国内におけるシェアは一・二%から二%、やがて五%になるであらう。こういう問題が本院における審議を通じて実は明らかになつたところでありまして。五%ということになりますと、耕作の方々にとりましては、契約面積の縮小につながつていく、こう考へざるを得ないのであります。契約面積の縮小は、したがつてこれから避けて通ることのできな

大きな課題になるわけでございます。

そこで、この競争原理の導入は特殊会社と耕作者の意識の改革、意識革命が大切であらうと審議を通しまして随分と論議されたところであります。やがて迎へなければならぬ契約面積縮小の対応策などを含めまして、御所見を伺えれば大変ありがたいと思ひます。

○参考人(松下龍太郎君) ただいま御指摘をいただきました点、まさにそのとおりでありまして、今後の国際競争に向かつては非常に農家は大きな不安を持っております。ただ、その意識の革命といふ点につきましては、たばこの農家というのは大体約八五%が一種兼業と専業であります。極めて農家としては精度の高い農家であります。したがつて、そういう点については現在組織的に非常に努力しておるというところであります。

まず、品質の面で申し上げますと、一時先ほど申し上げましたやうに収量を非常にとりまして品質が低下いたしました、その後肥料を、主とし

て窒素肥料を非常に減らしまして、施肥設計を厳格にすることで収量を規制いたしました。同時に日本の土地が大変やせてまいりましたので、堆肥を急激なスピードで増加いたしました。堆肥を投入いたしております。そういうことで品質はほぼ低下前の水準に回復したという評価がなされております。

日本のたばこは品質が非常に悪いというふうな喧伝されておりました、私も心外なものであります。日本のたばこには日本のたばことしての用途に合った特性があるわけでありまして、これをマクロにどのものが一番いいという評価はできないのであります。現に日本の国産葉を主体としてつくられておる製品が全体の七〇%を占めておる、シェアが七〇%を占めておるという事実は十分御認識をいただきたいと思っております。今後とも日本のたばこの特質に合った品質の向上には努力してまいりたいと思っております。

次に、生産性の問題であります。これは岩村先生も国際比価について触れられましたが、これも喧伝されております三・二倍という数字は、私もいささか疑問を持っております。特定の技術者が吸ってみて、これならばどの何等に該当するだろうという極めて主観的な評価でありまして、もう少し客観的に見た評価ということにならば、庭先での購買価格で、アメリカのたばこに比べて、種類にもよりますが、それを対象とすれば、一・五倍から二・一倍ということでありまして、また公社の製造工場を使っております輸入品の総平均単価と国産葉の総平均単価の比でも二・一というふうに私も計算をいたしております。決して追いつけない数字ではない。ただ、そこまでどんぴしゃりといくのはその風土的制約があつて非常に難しいんですが、接近したいという意欲は各農家とも極めて強いということをお願いしておきます。これについて、先ほど申し上げましたように幾つかの具体的な手法に既に入つておるということであります。以上でございます。

○岩崎純三君 松下参考人、大変ありがとうございます。

ただ、先ほどお話の中で、原料コストの面を考えると、外国からの輸入製品の関税率については二〇%をひとつ守り抜いてもらいたいというようなお話があつたわけでございますけれども、この件についても本院の審議の中で、大蔵当局は、大蔵大臣と申し上げて差し支えないと思ひますけれども、最も適正な関税率である、そう認識をしておる、こういう答弁をされておるから、松下参考人が御要望、御要請の一端として申し上げた問題については十分こたえ得る審議がなされておるのではなからうかと、こう思つております。ありがとうございます。

次に、関野参考人にお伺いをいたします。小売人の方々が今日まで、国、地方の財政収入に果たしてまいりました役割、その重要性、これらの問題等につきましましては、私も十分承知をいたしております。これからなお一層の御努力をお願いしたいと思います。

そこで、お尋ねでございますが、外国たばこの輸入自由化によりまして、国内製造たばこの競争激化は避けられない、これはだれが考えても同じ結論であらうと思ひます。今回の改革案では、小売定価の大臣認可、小売人の指定制、さらには特定販売業者の登録制度など、法的には流通秩序の維持の対策は一応とられておるところでございます。ただ、法的な面以外では販売促進費や小売人マージンの問題もあるわけでございます。現在、マージン率は国内たばこが一〇%、外国たばこが八・五%と差があるわけでございますけれども、今後マージン率も自由化されることとなるわけでございます。そういういたしますと、各小売店ではマージンの額の高い方へ販売のシフトをしいていくことも十分考えられるわけでありまして、また販売促進のためのサービスのいい方に販売を傾けていくことも考えられるわけでございます。そうなりますと、法的には流通秩序の維持が

保たれておりましても実態面、すなわち小売店段階での競争が激化をし、それが流通面での混乱を引き起こす可能性も出てくるのが予想されるわけでありまして、この点につきまして、約二十万人の小売店を総括していく連合会といたしましては、流通秩序の維持のためにどのような対応を考えておられるのか、また現在の小売人の数約二十六万、この数はほぼ適正な規模であるのかどうか、あわせてお伺いをいたします。

○参考人(関野泰夫君) お答え申し上げます。実態的に私もいたしましては、現在まで約八十年間にわたりますと、流通秩序につきましては、専売公社の御指導もございまして、御存じのように、販売店の法律違反と申しますか、ルール違反というのとはほとんど出ていないような状況でございます。それなりに長年にわたつて一つの節度というのを維持してきたわけでございます。

先生の御指摘は、私といたしましては、一番心配している点でございますけれども、基本的にはこの節度を維持していくということが最も重要なことであらうかというふうに思つております。したがしまして、マージンにつきましても、今後とも一定の率で国内全域を一律に維持していくように御高配いただきたいというふうに思つております。特に、御指摘ございました外国たばこのマージン等につきましては、実態的に現在の価格条件なり取引条件というのはそれほど激変しないであろう、それから指定定価制度も維持されていくというところでございます。実態的に外国たばこのシェア、現在二%でございますけれども、私は現在の、先ほど岩村先生から御指摘がございましたけれども、ノーハウを持ってない商品と違ひまして、現在の新会社の製造技術の水準というものは、恐らく世界でもトップレベルにある製造技術を持つておるわけでございます。そういうふうな実態の中からは考えられないというふうに思ひますし、それから先ほど申し上げましたように、私どもの団体としての厳しい節度というものによ

つて、その辺がカバーできるのではないかとこのように思つておる次第でございます。

それからもう一つ、現在の二十六万店というのは、先ほど冒頭でお話し申し上げましたけれども、お酒のほぼ倍近い数字でございますし、四百五十人に一人という小売人の配置というのは、現時点ではほぼサービス面でも充足されているのではないかとこのように信じておる次第でございます。

○岩崎純三君 今、輸入たばこのシェアは、岩村参考人の冒頭のお話によりまして、正確に申し上げますと一・八%、それが審議の中でやがて五%になるんだったら、一挙に五%になるんじやなくて徐々に、とにかくビッグスリーというものが大変な資本力をもつて日本に殴り込みをかけてくるわけでございますから、いずれ五%になるであらうという大蔵並びに専売公社の展望、これは小売人の皆さん方といたしまして、そういう時期がいつ来るかもしれない、そのときに対応できるように準備を今の段階から二十六万の小売人の方々の秩序を乱さないためにもしっかりと考えていただきたいと思いますし、お願い申し上げます。

次に、時間がございませんので前同参考人にお伺いをいたしたいと思います。御案内のとおり、塩は大正八年に公益専売に移行いたしましたから今日まで、食用用塩の国内自給方針に基づきまして、生産面及び流通面の合理化によつて塩の円滑な供給と価格の安定が図られてまいつたところでありますけれども、この間、絶えず求められてきたものは国内塩産業の自立化への道であります。とりわけ価格面におきましては、輸入塩のコストが粉砕塩コストプラス関税相当二〇%以上乗せで、六十年前後にはトン当たり一万七千円という国際価格への接近にあつたわけでございますけれども、今日の時点でこの達成見通しはどうなつておるのか、またどうなのか。また現在、燃料転換によるエネルギーコストダウンを図られておると聞いておるわけでございますが、

そのことによつて塩の価格がトシあたりどのくらい引き下げが可能であるかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

さらに、お話にもございましたとおり、新しい塩専売法におきましては、国内塩生産の産業の自立化の目的が得られた段階で検討を加えることになつております。その見直しに当たりましては、参考人は、先ほどのお話の中で、法的関与のあり方について関係者の意見を十分聞いてほしい、という御要請があったわけでございますけれども、具体的にはどういふ問題について留意をしてほしいのか、そうした問題点があればあわせてお伺いをいたしたいと思ひます。

○参考人(前園利治君) 第一点の一万七千円の達成の可能性でございますけれども、六十二年一万七千円ということを目指して生産業界今一生懸命努力をいたしております。ことしの価格が一万九千九百円でございます。そうしますとあと一万七千円まで二千九百円、こういう勘定になります。先ほどから言つておりますように、輸入塩に比べてなるべく割高でない水準で、なるべく国内で自給をしたいという念願に燃えて努力をしております。

そういうことで、新しいイオン交換膜の導入、燃料転換、省エネルギー、そういうことでやっておりますが、幸いに今は世界経済、日本経済の情勢が大変落ちついておりますので、先々、断定はできませんけれども、こういった落ちついた状況が継続しますれば、何とかこの一万七千円、厳しいですけれども、近いところへいけるんではないか、こういうふうな考えをしております。といひますより、ぜひ実現をしたい、こういう希望に燃えておるところでございます。

それから燃料転換のメリットでございます。これは重油から石炭にかわる、あるいは石油コークスにかわる、こういうことでございますが、企業によつていろいろ条件の違いがございますが、細かく言えばいろいろありますけれども、単純化して申し上げますと、今重油をたいておると、

千キロカロリー当たりの単価が大体五円ぐらいになろうかと思ひます。これが石炭にかわりますと約半分、二円五十銭ぐらいの単価になつてまいります。そうしますと、現在重油をたいて塩をつくる場合の燃料費八千四百ぐらいかかつておる企業の場合には、これが約四千四百ぐらい低下する、燃料費だけではそういう計算になります。ところが、ボイラーを取りかえます関係で、ボイラーといひましても、微粉炭ボイラーの場合は十六億ぐらいかかりますし、流動床ボイラーになりますと二十億ぐらにかかります。そういった投資の償却金利がかりますし、それからまた石炭にかわりますと、重油と違つていろいろ出し入れに手間がかかります。電気も食うというようにございします。そんなことで経費がふえてまいります。償却金利、経費の増、そういうものを加味しますと、四千四百下がったうちの半分ぐらゐがそういう経費の増高で食われる。そうしますと、差し引き二千円近いものが燃料転換のメリットとして計算できるんではないか、こういうふうな、単純化して申しますとそういうことでございします。

それから自立化のめどがついたときの公益専売制度についての検討の際の留意事項でございますけれども、先ほど申し上げましたように、国民、消費者の皆さんが、そういった今やっております専売制について存続を望んでおられるのか、廃止を望んでおられるのかといったような国民、消費者の要望、これについて留意を賜りたい。

五十七年に塩の関係業界で、専売制度存続について各地方の自治体議会あたりに陳情してお願いをしましたときに、全国の都道府県の中の四十三都道府県、それから地方自治体の議会、そういったところから相当多数に専売制を存続すべしという決議をいただいております。そんなこともひとつ御考慮に入れていただいて、その時点で御検討いただきたいというのが一つ。それから塩事業関係者の要望をひとつ取り組みに当たつて聞いてもらひ、その辺を御考慮いただきたい、こういうことでございします。

○岩崎純三君 ありがとうございます。

○塩出啓典君 公明党の塩出でございます。

参考人の皆さんには、本日は大変有益なお話を承りまして、心から御礼申し上げます。

最初に岩崎参考人にお尋ねをいたします。

【委員長退席、理事岩崎純三君着席】

元臨調の立場から率直な御意見を聞かしていただきまして、私たちも非常に助かるところだと思ひます。非常に多いわけですが、ただ、我々は政治家という立場でいろいろ点も配慮していかねばならない、そういう立場もあるわけでありまして。しかし、厳しい競争原理に立たないという点で、かわい子には旅をさすというか、そういうような御趣旨であらうと承つております。

そこで、まず、輸入たばこのシェアがどうなるかという、こういう点でございますが、私たちは、生産性の面ではかなり太刀打ちしているんじゃないか、これは大蔵省からのデータ等そう思つていたわけでありまして、三太メーカールとはまだまだ差がある。その上、葉たばこという面で大きなハンディキャップがあるわけで、そういう点を考えると、下手をすればかなり輸入たばこがふえる心配があるんじゃないか。専売公社の御答弁では一・八が五割ぐらゐというように言つておられるわけでありまして、こういう点についてはどのようにお考えであるのか。

それともう一点は、特に生産性が低いという点で、いわゆる管理費、間接部門が非常に高くておる、こういうようなお話ですが、これは具体的に、現場の生産性はそう差はないけれども管理費に使途が多過ぎるという、こういう意味だと思ひます。比較なり傾向なりを教えていただければありがたいと思ひます。

それから三番目に、地方たばこ消費税のシステムがいわゆるノン・タリフ・バリアとなるおそれがある、もつと簡素にすべきである、こういう御

意見でございますが、具体的に例えればこういうふうにした方がいいという何か御意見がありましたら承りたいと思ひます。

○参考人(岩村精一洋君) 輸入たばこはかなりふえやしないかという御質問でございますが、確かに競争力の強い連中が入つてくるわけですからふえると思ひます。けれども、たばこというふうな嗜好品については、長年覚え込まれた味というのがかなり強く作用するんじゃないかと思ひます。ですから、若い人であればたばこを吸ひ始めようという人は、これは白紙の状態からですから、輸入のたばこが安ければかなりそちらに飛びつくというところが考えられますが、スモーカーの経験者としては、そう一気に飛びつくかどうかは、これはちよつと疑問であります。ただ、先ほどからもお話が出ましたマージンの問題その他で、いろいろ強い競争力を外国資本が発揮してくる、そういう中ではふえることは間違いない。けれども、長年覚えれた味というのが作用して、そんなに日本のたばこ生産活動を破壊するような方というのとはちよつと近い将来考えられないんじゃないか、そのように思ひます。

それから第二点の専売公社の間接部門が非常に過剰な人員を抱えておつて、直接現場ではそれほど生産性は低くないのじゃないかというお尋ねでございますけれども、残念ながら、私は双方に労働生産性という面では問題があるのじゃないか。

現場について申し上げますと、専売公社は、工場の場合と申しますと、集中生産というふうなことを若干やつてまいりましたけれども、女の労働者が非常に多くて配置転換が思うに任せない。それでですから、一つの工場で全能力を上げれば大変な分量がつくれる工場であっても、軽操業にして、操業を軽くしてはかの能率の悪い工場にもつくつてもう、そういう形でやらざるを得ないのが今の問題ではなからうかと思ひます。ですから、現場の生産性も高いものじゃない、低いんだ、先ほどはどのように申し上げたつもりでござ

います。

それから地方たばこ消費税のシステムでござい
ますが、これは全国三千の自治体に漏れなく外国
たばこが入っていくという状態がいつごろになる
のかよくわかりませんが、もしもそのような
状態になって、しかも毎月地方税をちゃんちゃん
と間違ひなく納めるよということになってまいり
ますと、これはちよつと問題でございします。それ
で、地方たばこ消費税につきまして、現在のよう
に丹念にこの市町村で何本売ったかということ
を計算して、そして一本の間違いもなくその県と
か市町村に納入することがどれほどの意味を持つ
のかという基本的な疑問もございします。そのよう
なことができるのは、今までの専売公社が徴税機
関であつたからできたんであつて、普通のたばこ
業者にはなかなかそれは大変なことじゃないかと
思うんです。それで、これを一カ月ごとというの
を半年ごとにするとか、

〔理事若崎純三君退席、委員長着席〕

何か納税の回数を非常に減らすとか、何らかの便
法がないのか。私は技術的な行政のことをよく存
じませんが、それ以上はちよつと申しかねます
が、何か簡素化しないとぐあいが悪いんじゃない
か。外国たばこ資本は、専売公社と違って、徴税
機関として今までやってきた経験というのはござ
いせんので、その辺がちよつと問題があるのじ
やないか、そのように思ひます。

以上でございします。

○塩出啓典君 ありがとうございます。

それでは宮城参考人にお尋ねいたしますが、先
生からは、社会的健康、精神的健康、身体的健康
とたばこの関係につきましていろいろお話を承
りました。

そこで、きょうの参考人の中では一番客観的立
場に先生はいらっしゃるわけですが、たば
この消費量というものが将来どうなるか。現在は
非常に停滞してきているわけですが、最近
の若者では案外たばこを吸わない人もふえてお
る。そういう点からまいりますと、売り上げ、消

費量かなり減るんじゃないかという、そういう
懸念もあるわけですが、その点、これは先
のことだからだれもわからないわけですが、先生
のいろいろ学生やなんかに接した感じから、将来
の見通しについてひとつお考えを承りたいと思ひ
ます。

○参考人(宮城青弥君) どうも到底私が申し上げ
られることではありませんが、一つは日本
で消費量が減る傾向を示すであらう。というのは
は、今マスコミその他でもって健康運動や何か
が大変盛んであります。ところが、日本人ほど、
そういう宣伝に弱いと申しますか、そういう暗示
にかかりやすい国民というのは非常に少ないので
す。ですから、これは悪い悪いという宣伝が非常
に強いければ、これは確かに消費量は減るのでは
なからうか。これは一つの傾向であります。

しかし、同時に、今度は女性などを考えます
と、昔は女性なんて吸うべきものじゃなかった。
ところが今日では、男女は同権である、一緒であ
るといふようなこともありますし、いろいろな点
で女性の喫煙は実際に数字にあらわれているより
もふえていける。そういうことでその点はふえてい
くのではないかと。

そういうわけで、これは平均するところなるか
というところでありますが、これは一般のマスコミ
関係の動き、宣伝、そういうようなものと関連し
て考えるべきものであらうかと思ひます。身体的
健康というのが一番必要なものだといふような考
えを人々が持つようになりまして、ずっと減って
くる可能性はあるのではないでしようか。

しかし、一方において、先ほど申しましたよう
に、麻薬はどうしてふえているのか、どうして覚
せい剤がふえているのか。事実このごろ覚せい剤
の密輸もありまして、ふえていける。そういう点か
らそういう形をとる可能性もある。
ですから、こういうものを総合的に考えません
と、見通しというものは何とも言えないような感
じがいたします。そんなことでございします。
○塩出啓典君 ありがとうございます。

それでは松下参考人にお尋ねをいたします。
まず一つは、たばこの原料問題は、原料が国際
的に非常に高いということが我が国の将来にとつ
て一つのマイナスでございまして、この問題にど
れだけコストダウンをしていくかということが、
ひいてはたばこ産業全体の前進にもつながって
いく、そういう意味で大変厳しい状況にあるわけ
であります。現在、外国の原料に比べて我が国の
原料の安い理由ですね、理由というが、日本は耕
地面積が非常に少ない、向こうは非常に大きい
ということだと思ひますが、その理由で、コスト
の中で労働力とかいろいろあると思ひます。それ
ども、そういうのを分析した場合に、大体傾向と
して特にどういふ点が非常に高いのか。今後そ
ういふ点の改善余地がどの程度であるのか、この
点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

それともう一つは、在庫の問題でござい
ます。現在、約一年分余分の在庫があるわけで、
いろいろ耕作者の皆さんのお話を聞きますと、ある
ときは公社は農家に對してつくづく、と思
つと、今度はもうやめてくれ、そういうふうにしよ
つちゅう変わる。そういうことでどういふ在庫が
できたかというところは、これは農家の責任ではな
しに、これは専売公社に責任があると思ひます。
が、現実にある在庫をどうしても減らしていか
なければ、約三千億の資金が眠ることになります
し、たばこ産業の体質を強化するためにはこれを
減らしていくことが必要だと思ひます。その
ために在庫を減らすと、あるいは日本の国産の
たばこの葉をもっとたくさん比率を高めるとい
うこと、それと、いわゆる減反という、こういう三
つの方法があると思ひます。けれども、こういう
点については、恐らく耕作農家の皆さんの本當の
気持ちとしては、減反ということは余り賛成では
ないと思ひます。それと、しかし現実問題として
て、ある程度在庫減らしのための減反には協力し
ようという空気があるのかどうか、そのあたりは
どうなんでしょうか。

○参考人(松下龍太郎君) 最初のコスト問題、ど
うしてこれだけの差があるかということにつきま
しては、まず国別に事情が違ふと思ひますが、開
発途上国との差というのは私は経済の状況の相
違、賃金差が一番大きいのではないかと思ひます。
に輸入国、大体輸入葉の七割を占めておりますの
がアメリカ葉でありますけれども、これについて
は極めて大きな規模の差、同時に規模の大きな
差を占めておられる粗放化できるかどうかという問
題、その辺に差の出発点があるんだらう。もう一
点あえて言えば、日本の農業というのは、大切に
物をつくりまして緻密な農作業をやっている。そ
ういふ意味で日本の葉たばこは若干労働多投にな
っている傾向もあるかなというふうに考えており
ます。ですから、この賃金差と規模の差というも
のはどうしてもそこから逃げられませんが、今
の耕作法をどう変えていくかですね。同時に、小
さいながらも規模を、主産地形成なり、優良農家
へ重点的に面積を配分するというような形ででき
るだけ大きくしていく、あるいは共同化による
というふうなことで目下努力中であります。我々の
持っている境界の中では最大の努力をしたいと思
ひております。

それから次に過剰の問題、大葉頭の痛い問題で
あります。ただ、経過を若干申し上げますと、そ
の責任云々ということとは別といたしまして、我々
も公社と一緒にこれについては問題解決に努力し
てまいりました。すでにここ五年間程度だと思ひ
ますが、約一万ヘクタールを超える減反をいたし
ました。特に五十七年度にはほとんど自己調整に
近い形で五千ヘクタールの減反をいたしました。
これは出発点は、現在の在庫と同時に、その時点
では単年度の需給がアンバランスになっておりま
して、我々としては単年度需給調整についてあ
えて自分たちの意思で踏み切るということをし
たわけがあります。そのかわり過剰については、何
とか公社が輸出努力なり国産葉の使い込みによ
つて解決してくれということでも五十七年の年を過
ごしたわけがあります。現在もおそろしい期待

を公社については持っております。

で、現在の農業事情の中では、たばこを離れますと、米があいいう状態でありまして、畜産も非常に難しい。特に単作地帯では転換作物がございませぬ。そういう意味で農家の立場は非常に苦しいところがありまして、できれば公社の経営の中で何とかこれをかみ砕いてもらいたいというのが現在の心境でございます。

○塩田啓典君 ありがとうございます。

それから関野参事人にお尋ねいたしますが、定価制の問題で、パチンコ店等への納入を一部の業者がするためにかなり裏では定価制が崩れているんじゃないか。恐らくそういうことをするのは小売店でも大口がやるんじゃないかと思うんですが、そういうことで非常に零細な小売店あるいはまじめな小売店の人たちが非常に危機感を持っていらつしやるわけでありまして、そういう点については連合会としてはどういう指導をされておるか、これを承っております。

○参事人(関野参事人) 答え申し上げます。

実際のところは先生先ほど御指摘のようなことがあるのではないかと、先ほど私も御指摘を申し上げたけれども、現時点では、先ほど私も御指摘を申し上げたけれども、実際の取引の内容は、ほとんど形式的にはきちっとした定価制が守られているというふうな形で、その実態と申しますか、は掌握するというのがなかなか難しいわけでございます。したがって、そういうことにこれからならないように中々でいろんな議論は尽くしていただくわけでございます。

いずれにいたしましても、全体的な節度を維持するというのが基本でございますので、御指摘の点、十分気をつけながらこれから努力を怠りません。いらないものではないかというふうに思っております。

○塩田啓典君 ありがとうございます。

それでは牧内参事人にお尋ねいたしますが、八十数年の専売制度ですね、また戦後の公社制度の

大きな転換を迎え、新しい船出をするわけでありまして、今後の厳しい情勢の中で新しい道を見出すには、どうしてもそこで働く従業員の皆さん、労働組合の皆さんの志気というものが、そういうものが私は非常に大事じゃないかと思うわけでありまして、将来に対する不安はないのか、あるいはそういう志気と申しますか、そういう点には心配はないのか、そういう点について執行委員長という立場で御意見を承りたいと思っております。

○参事人(牧内参事人) 答え申し上げます。

今回の公社の経営計画に当たって私たちが求めたものは、いろいろあるんですが、大きく言えば二つです。一つは経営の当事者能力といいますが、自主性の問題です。もう一つは、労使の近代化といいますが、労使関係の民主化というのを求めています。

特に、この近代的労使関係というのは、私たちが職場で働くに当たって活性化のある職場、あるいは働きがいのある職場といふことを考えてみた場合に、どうしても現在の公労法下の労使関係では、いろいろな意味で制約をされてしまっているわけですね。しかし一方では、合理化、合理化といふのが出てくるわけですね。そういう意味では今回、労働三法下の運動といいますが、そういう関係の中の労使関係、当事者能力が与えられた中における労使関係という意味では、職場としては働きがいのある職場づくりという意味では大変いいんではないかというふうに思っています。

もう一方、しかし、まさしく専売制度、公社制度を離れて、いわゆる競争下といいますが、荒波の中に投げ出されるわけでありまして、そういう意味では非常に合理化という問題が今まで以上に厳しくかかってくるんじゃないかというふうに思っています。

一方では、そうした競争もある意味では耐えていかなければならない、それに対応する対策も立てなくちゃならないというふうに思っています。が、今職場の中では、新しい制度になったときに自分たちの仕事はどうなるんだ、あるいは自分た

ちの条件にどう影響が出てくるんだということについては全くよくわからないわけですね。そういう意味では、これからそうした新しい制度下における仕事のやり方、あるいはそれに伴う労働条件、そういう問題等について十分、公社といいますが、新しい会社といいますが、そういう中で交渉を詰めるがらやっていきたいというふうに思っています。

そういう意味では、陳述の中でも申し上げましたが、全体的な雇用安定拡大、労働条件維持という立場からみると本意の意味、名実ともに自主性のある経営、そういうものがとれるようにぜひお願いをいたしたいというふうに思っています。

○塩田啓典君 ありがとうございます。

最後に前田参事人にお尋ねいたしますが、塩工業会といたしましては、自立体制を確立し、国際競争力をつける、こういう方向で鋭意努力をされて、その目的に前進しているように承っております。その中でも特に生産面のみならず流通面もバランスのとれた合理化をしていかなければならぬ、こういうような意見もあるやに承っております。そういうような意見があるやに承っております。流通面でコストを下げて、それが消費者に反映されなければ余り意味がない、こういう意味じゃないかと思ふんですが、塩工業会から見てそのあたりの御意見がもしあれば承りたいと思っております。

○参事人(前田参事人) 答え申し上げます。

塩工業会の自立化ということで努力していく場合に、流通面も含めてバランスのとれた合理化が進められなくてはならない、こういうことは工業会としてもおっしゃるとおりの意見でございます。

現在、自主流通米に似ました販売特例というのがございます。これは公社を通さないでメーカーが直接元売さんに販売する。その裏には販売のマーケットをメーカーが自分で努力して開拓する、こういうことが含まれておりますけれども、それと同時に、専売制度の中でマーケットを自分の力で確保して、そうして販売を拡大していく、

その一面を元売さんに担ってもらっていただくわけですね。

現在は販売特例につきましても、これは元売さんを通じて販売をしていくということで、どうしても元売さんの手をかりないと販売特例の拡大ができない、こういうことでございます。その過程で元売さんと絶えず接点しておるわけですが、今までは生産と販売というものが専売制によって分断されておりました、この十年ぐら販売特例というものが定着しておるわけですが、その辺で必ずしも元売さんと生産メーカーとの気がうまくなり一致しないという面もあるかと思うんですが、その辺は、お互いのコミュニケーションを深めながら、一体になって販売特例の拡大が行われるようにということで、最近はいよいよ元売業界、生産業界も頻りに一つの場を設けたりしてそういう方向で努力をしております。

おっしゃる通りに、流通の合理化ということが必要なのは十分わかっております。関係で、元売さん自身に対しても、今まで専売公社が元売さんの一次卸の機能をやっておるのを、これをできるだけ元売さんの合理化、統合を進めながら合理化、統合の進んだ元売に対しては公社が担っていた一次卸の機能を逐次移行していく。そういうことで元売の統合、強化ということに向けて元売さんも努力をしよう。こういうことで今検討が進められておる。販売特例を通じて流通の近代化、それからまた元売さん側における流通の近代化、そういうことで、なかなか難しい問題ではあるけれども、ともにそういう方向で努力していかなくちゃならぬ、また逐次そういう方向で努力しておる、こういう状況でございます。

〔委員長退席、理事藤井孝男君着席〕

○塩田啓典君 どうもありがとうございます。

○近藤忠孝君 私のところから時間が極めて少なくなりましたので、二、三の方にしか質問できませんが、御了承願いたいと思っております。

最初に岩村参事人にお伺いします。

管化を明記せよと、こういうような御意見ですが、そうすれば決意が違ってくるということで、将来の完全民営化、決意の問題ということで意見を述べられたわけですが、しかし臨調とすれば、将来民営化せよという意見だとしますと、具体的な民営化の条件はあると思うのです。どういう合理化が進んだ段階で民営化のめどが立つとお考えになったのか、その点お答えいただきたいと思ひます。

○参考人(岩村精一 洋君) まず第一には、国産薬材はこの問題だと思ひます。これが外国薬材と完全に競争状態になくともかなり競争し得る形になった場合には、これは民営化の状況が整うんだらうと思ひます。

それからもう一つ、民営化というのは、外的条件として、先ほども申し上げましたけれども、国際たばこ資本は今日本への売り込みの自由化だけでいいという態度をとっておりますけれども、先進国間ではお互いの国々でたばこを生産するというのが当たり前でありまして、ですから、日本の中でつくらせろと言ってくるに違ひない。日本は、アメリカを除きますと自由世界で二番目のたばこの市場規模を持っている国でありますから、これはねらってくるに違ひないと思ひます。その場合に、日本は民営化する決意で今のうちからやっておりますと対応ができなくなるんじゃないかという気がいたします。

民営化について、先ほども幾らか申し上げまして、その点とダブると思ひますので、以上のようなお答えとどめておきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 次に關野参考人にお伺いします。アメリカのたばこ会社の我が国における販売促進活動が大部分売場になったと思ひます。既に輸入代理店あるいは販売促進会社を通じて、小売店に対する販売攻勢がずっと進んでいると思ひますが、その実情についておわかりになっている点をまず一つ。

それから商社などが独自の販売ルートを通じて外国たばこを売る計画があると、こう聞いており

ます。そうなりますと、たとえ小売許可制が維持されても市場は混乱するんじゃないかと、こう思ひますが、これについてのお考え。

それから三番目には、公社の第一線事業所の統廃合によつて営業所が三分の一程度削減されるという計画があることが明らかであります。営業所が大幅に統合されると、販売組合の活動、これも先ほど資料いただいて全国の販売組合の分布状況もわかつたわけですが、その活動も困難になるんじゃないか。また営業所の小売店に対するサービスも低下して製品の円滑な供給に問題が出るおそれがあるんじゃないか。これらの点についてお答えいただければと思ひます。

○参考人(關野泰夫君) お答え申し上げます。

三点につきまして御質問いただいたわけでございます。第一点の外国のたばこ攻勢でございますが、これは現状、各メーカー独自でやっておりますので、その全体がどれだけの販売促進活動をやられたかというところは実態的には私もなかなかよくわからない点がございます。ただ、攻勢そのものを客観的に見ますと、一つはマーチンが八・五%しかありません。それからもう一つは、価格が高く現金仕入れはなかなかコストがかかるというふうなことがございまして、必ずしも現在それほど効果が上がっているというふうにも考えられないわけでございます。私どもとしては、端的に申しまして、まだ国内商品の商品力というのは大変高水準にございまして、比較的冷静に見ているというのが実態でございます。

それから二番目の問題で、独自のルートでこれからマーケティングを始めるのではないかと、いうことでございしますが、先ほど岩村先生からお話ございましたが、非關稅障壁になるんではないかというくらい実態的な作業が、膨大な作業が消費税だけでもかかるというふうなことからかんがえますと、それからもう一つは専売公社の持っているノウハウなりデータなりというのを保持してないわけ、したがひまして、独自のルートで軽々に動き出すということは、現在のところは

情報としてはつかんでおりません。

それから三番目の問題は、統廃合の計画も私の一週間ばかり前に伺ったんでございすけれども、私どもの組合としては、従来から独自の活動をしておりましたので、現時点では私どもの方が統廃合するということは考えておりません。

それで、ただ合理化は無論なすべきことであるかと思ひますけれども、私どものサービスはそれよりもっとよくなるという保証を欲しいというところで、そういう意味では強く要請をしている状況でございます。

以上でございます。

○近藤忠孝君 次に牧内参考人にお伺いします。当委員会の質疑を通じて大変な合理化、そして統廃合、特に労働者の立場から見ますと、その統廃合と、あとは薬材ばこが割高ですから、もう機械の回転を速くする以外にないということ、それがまさに国際競争力に耐えていく道だということとはもう明白だと思ひます。となれば、先ほど来出ているとおり、雇用維持の問題と、もう一つは機械のスピード化による健康の問題、労働者の健康の問題があると思ひます。

今までの質疑の中で、一つは生首は飛ばさない、同時に徹底した合理化をやる。となれば、果たしてできるんだらうかという、こういう心配があるんですね。そして、今のところまだどんな合理化をやるのかについては明確にされていません。労働組合に示されているかどうかは、これはまだわかりませんが、となると、私どもは、私どもの組合が待ち構えておるんだ。これに臨む労働組合の決意と申しますか、基本的なお考え、これが一つです。

それから、もう既に四千回転になっている中で、婦人労働者が多いということもありまして、機械のスピード化と同時に、その機械に伴って、要するに人力でやる作業がありますね、そのギャップがあつて、それと機械のスピード化もあわせて、現に健康に対する障害が出ているという状況だと思ひます。私、個々の労働者からいろいろ

聞いておるんですが、ただ公社は、まだその訴えが余りないんで、そういう状況とは認識してない。認識の差があるんですが、現状でもそういう健康被害が高速度に伴つて出ているんじゃないか。将来これが八千回転、さらに競争激化すればもっと速くなるかもしれないけれども、そういう機械のスピード化の労働者の健康への影響について、労働組合としてはどう対処していこうというお考えなのか。この二点についてお伺いしておきます。

○参考人(牧内研二君) まず合理化の問題ですが、これは専売制度下であつて、あるいは新しい制度になつても、国際的な競争をしないかなくちや、日本のたばこ産業の維持ができないということとは現実だというふうに思ひます。そういう意味では、私たちがもつてある程度合理化といひますか、特に技術革新という問題については対応していかなきゃなりませんが、私たちは労働組合ですから、それによつていわゆる雇用が不安になつたり労働条件が低下されたり、今先生がおっしゃいましたそれによつて健康が害されるというふうなことにについては反対していかなくちゃならない、労働組合の組合員のそうした立場を守つていかなくちゃならないというふうに思つております。

〔理事藤井孝男君退席、委員長着席〕
そういう意味では、今労働関係には合理化三協定という、合理化を進めるに当たつての基本協定というのがあります。そこにいわゆる生首は飛ばさないとか、あるいは労働条件を合理化に伴つて向上させるとか、その他いろいろ取り決めがあるわけですね。ぜひそういう意味ではその協定を、せっかく専売特許が営々として積み上げてきた協定でございまして、これを新しい会社にもそのまま持つていきたいというふうに思ひます。大体そういう方向に委員会の中の審議も進んでいるというふうに聞いていますので、その点は大変感謝しているところであります。さて、これからどういう合理化が出てくるかという点については、実は全容はまだよく私たち

も理解していません。専売労使はいわゆる合理化の事前協議というのがあります。また本にまともでない先からそういうことについて話し合うというのがあります。そういう段階でも工場の合理化とか、そういう問題についてはまだ大綱説明もなされていません。

ただ、私たちが長い間専売の中で働いていますが、こういふたばをめぐむ状況の中では、そうした工場の合理化等が出てくるということはそれなりに想定しています。したがって、そういう中で一体どういふふうに対応していくのか、特に雇用をどう守っていくのか、先ほども申し上げました特に婦人労働者の雇用難という問題については十分検討しなくちゃいけないというふうに思っています。特に第一線の問題は、既に労働組合に対しても正式に提案といえますが、概要説明は大分前にあつたわけですが、九月に組合の大会があるという関係もあつて正式な提案といえますか、協議促進といえますか、そういう申し出が来ているわけです。先生申されましたように、約三分の一ぐらいの事業所がそういう意味では統合になるという問題で、それに伴つて当然仕事のやり方とか労働条件とか、最も大切な組合員の雇用減という問題が出てくるわけでありま

つていますから、そういう中でそうした公社の考え方も引き出しながら、我々の条件を守るためにこれから取り組みを強めていきたいというふうに思っています。

それから機械が非常に高速化になるという問題があります。私たちも機械がそういうふうになる、千、六千、八千というふうになる高速化になっていくと、それに伴つて当然そこで働いている人たちの健康問題ということについては留意をしないくちやならないというふうには思っています。したがってそういう立場でこういう問題が提起されたときには、組合員のいろいろな要求といえますが、そうした希望といえますか、そういうものを十分聞きながら対応しているつもりでござい

○近藤忠孝君 ありがとうございます。この高速機械が入ってくるという形の中でいろいろ問題が全くなされてないということは申し上げません。しかし、そういう問題が出された段階で我々はそれぞれの職場においてそうした問題を取り上げながら、人を余計に配置をするとか、あるいはそういう人たちは日動にかえるとか、そういう話をしながら対応をしているつもりでありますし、これからはそうした対応を強めていきたいというふうには思っています。

○栗林卓司君 ありがとうございます。さうは貴重な御意見ありがとうございます。さうは、牧内参考人にお尋ねをいたしますが、確かに労働組合としていろいろな問題もあ

○参考人(牧内研二君) 今回の改革法案については、基本的には私たちは現行制度の維持、適宜適

切な改善ということを機関で決めていますから、そういう意味ではこの法案に対しては反対なんです。しかし、先ほどから申し上げていますように、たばこをめぐむ厳しい環境とか、あるいは現実、専売制度であれ何であれ、競争していかなければどうにもならないという観点からいくな

○栗林卓司君 岩村参考人にお尋ねをします。今回の政府提案では、新しいたばこ産業株式会社を製造独占を与えられていくわけですね。製造独占といいますが、いかに強固な資格を与えられたような印象があります。何かたばこ関係者を守つてくれるんではないかと、こういつたぐあいに受け取られるんですが、よく考えてみますと、製造独占というのは、だからつくつたたばこが売れるという約束は何にもないわけですね。むしろ、もし日本の業たばこ耕作者が生産性を高めて国際水準の業をつくることできたと仮定しま

しょう。したがって、むしろ製造独占をある日廃止した方が本当は業たばこ耕作者あるいは労働者のためになるんだという理屈が立ち得るんではないかという点について御所見を承ります。

○参考人(岩村精一君) 非常にすっきりした御意見何った感じがいたします。今、年度の法案では、確かに流通専売は廃止するけれども、何とか、製造関係の専売というものが残つておりますね。それで、将来のあるべき形としては、製造独占ということがない方が望ましい。私も一応民営化の時期とそれから製造独占廃止の時期というものをシンクロナイズして考えております。それが確かにできればいいんであつて、日本の業たばこを外国から入ってくるたばこ資本が日本で製造するについてそれを使うというふうな状態になれば、これは非常に好ましいと思ひます。日本の業たばこは四十年代の初めころまでは輸出商品だった。輸出することが十分できたわけでありま

○栗林卓司君 関野参考人にお尋ねをします。大変お答えづらい質問を私するんでありますけれども、来年の四月一日から輸入自由化になりますね。八十四年続いた専売制度の歴史を考えると、とてもそんな冷たいことは言えないというお気持ちにはわかるんですが、ちょっとドライになりまして、四月一日からどう変わるだろうかという点でお答えいただければ結構なんです。

指定、定価制は残されたわけですから、そうしますと海外のたばこメーカーが日本に売り込む場合には、二十六万軒の既存のたばこ小売店を使うことは間違いありません。今米國たばこはマージン率が八・五%、専売公社は一〇%。しかし四月一日を越えて八・五というのはちよつと考えられない気がする。恐らくそれは上がっていくと思

うんです。もしかすると一割を超えることも間々あり得るかもしれぬ。そうなりますと、売小売店の側から見ますと、品ぞろえがふえてどれが売れようとマーチンが入ればいいんであって、ドライな見方をすると、むしろ売側から見れば多々ますます弁ずる姿に変わるんです。場合によっては、アメリカといったって、二社大いのがあるわけですから、二社は二社で競争するんですからね。向こうだってレイノルズは売りたいと思うし、フリップ・モリスもそうなんです。そうすると、売方は一つですからもう完全な売り手市場だ、商売上非常に強い立場に立つ。そう考えてみますと、競争は激化するでしょうけれども、それはメーカーの競争であって、ディーラーである小売店とするとむしろ多々ますます弁ずるような形で事態は変わっていくのではあるまいか。むしろ積極的に歓迎したいと、私はこういうお立場ではあるまいかと思ってお尋ねするわけがあります。

○参考人(岡野泰夫) お答え申し上げます。先生今お話が出ましたように、率直に申し上げますと、たばこ産業株式会社一本というふうな立場ではございませんので、私どもとしては、ややオーバーな言い方をいたしますと、いずれにいたしましても、日米経済摩擦というのは日米経済関係が現状で持続する限りは続くだろうというふうに考えられますと、ある意味では日米経済摩擦の解消の役にも立っていないかならないというふうな気持ちでいるわけです。したがって、一辺倒ということとは私ども組織が生きていく道ではない。そういう意味では御指摘のとおりであろうかというふうに思っております。ただし、九八％のシェアを持っているメーカーでございますので、そういう意味では従来と実態的には余り運営そのものについては変えていただきたくないということでございます。

それからもう一つ心配な点と申しますと、例えば大規模小売店等がどんどん増加していくとか乱売があるとかいうふうなことになりますと、状況

が変わってくることになります。

それからもう一つ変わるだろうと思われる点は、消費税法の関係で、先ほど岩村先生からお話でございましたけれども、たばこは今まで地方自治体については八十年間かなり仲よくやってきた、協力もしたし、コミュニケーションもよくいっているわけでございます。ただ、今度具体的に記帳義務なんかが出ますと、それによる質問調査だとか罰則だとかいうものが余り厳しくやられますと、そういう関係が乱れてくるというふうな心配もございまして、運用面について十分に配慮していただきたいというのが私どもの切実な希望でございます。

○栗林卓司君 最後に、松下参考人にお尋ねをするんですが、お困りの事情は重々わかるつもりでありまして、意地の悪い質問をするつもりはありません。ただ、米に託して一つお尋ねをしたいんですが、米の場合には専業農家と二種兼業農家と、一種もありまされども、分かれておりますね。例の生産者米価の値上げ、ついでこの間までホットになっておりましたけれども、専業農家の方に聞きますと、生産者米価は上げてもらっては困るといふんです。それから農業補助金もとてもだめだ、減らしてくれということも真顔でおっしゃるんです。なぜですかと聞きますと、そうしない、我々が規模を拡大できないんだ、したがって生産者米価はなるべく安く、補助金も落とすことによつて我々の専業農家を本当にさせてもらいたい、我々は今でも国際競争で勝ち得る自信があるんです、こうおっしゃるんです。私は同じことがたばこ耕作者の中でもあるんじゃないか。

そこでお尋ねをしたいのは、来年からいよいよ収納価格の御相談があらうかと思うんですが、むしろ収納価格は意識的にじりじり下げていった方が葉たばこ耕作者の競争力を本当に強めるんじゃないか。減反でいきますと非常に人為的ですからうまくいかないんです。そのかわり、値段は今度下げるぜ、来年はこまめというようにしてごく

自然に減反政策を進めていった方が、結局、日本のやがて残る基幹葉たばこ耕作者のためになるんじゃないか、そう思うんですが、この点についてやはり再生産費補償という形の交渉を来年も続けるのか、それとも将来見ながら抜本的な格好で取り組むお考えなのか、なかなかお答えづらいと思いますが、お答えができる範囲で結構ですから御意見を承りたいと思います。

○参考人(松下龍太郎君) 大変難しい御質問ですが、考え方を申し上げたいと思います。私は、今の農業事情の中では、いわゆる優勝劣敗という非常に厳しい法則をそのまま持ち込むことは無理だと思っております。これはもう農家の生活の問題です。ただ、価格を将来的に下げているにやならぬという長期的な課題は十分承知しております。しかし、それがコストと関係なしに紙の上で切っていくということは農家の生活上問題だと思っております。ですから、先ほどる申し上げましたように、具体的に構造を変えるということのために構造政策に比重を置くというお考えには全く賛成でございます。

○青木茂君 私は十一分間ですから十一分間を実は松下先生に集中して伺いたいと、つい先ほどまで思っていたんですが、前の方で私の言いたいことは尽きたようでございますから、方針を改めさせていただきます、岩村先生にひとつ十一分お尋ねを申し上げます。

私、今度の法案を見まして、どうしても株式会社専売公社という印象は否めないし、今まで和服を着ていたものを洋服に着かえただけであって、中身は何ら変わっていない感じがしないでもないんです。しかもこれが行革法案だと言われている。旧臨調のお立場といたしまして、これが行革法案であるのかどうかということについての御見解をまず伺いたいです。

○参考人(岩村精一洋君) 行革の筋をかなり緩めた法案であるというふうな印象を持っております。緩めたというのか、ゆがめた法案であるという印象を持っております。ただ、着物を着せかえ

た専売公社という印象はなきにしもあらずでありますけれども、外国のたばこが自由に入ってくるという条件をつくりましたので、これはまあかなり恐るべき競争の産業になり得るわけでありまして、そこに競争条件というものを設定したことは、今度の法案の評価していい面じゃないかろうか、そのように思っております。

○青木茂君 それは私も同感なんですけれども、ただずっとこの委員会の審議の経過におきまして、今回の法案の内容はほぼ永遠にフィックスなんでしょう、前進していかない内容なんです。そうなりますと臨調の答申の都合のいいところだけがつまみ食いされてしまつて、全体から見たら結構骨抜きになつちやうたんじゃないかという気がどうしてもいたします。旧臨調といたしまして、私が骨抜きであるということにつきましましては御異論がございましてしょうか。

○参考人(岩村精一洋君) 骨抜きといいますが、かなりの部分を抜いてあるという印象、これは避けられないわけでありまして。ただ、こういうふうな考えられないでしょうか。いかに特殊会社として発足して、現状維持を図る勢力がこれを後ろの方へ引っ張りましようとも、外国たばこにどんどんやられてくる状態があれば、これはもう競争力の強化に進まざるを得ない。その方向と連動して葉たばこ耕作問題というのがすっきりした方向に進まざるを得ない。もしそうじゃなければ、これは新しいたばこ産業会社も日本のたばこ耕作も壊滅してしまうわけでありまして。これは何としてもそういう状態を防がなければならぬという意思が働くだろう。恐らく多くの喫煙者はたばこ耕作とたばこ産業会社がいけなくなつてしまつても余り困らない。ですから、これは喫煙者の応援を求めるわけにはいかないで、みずから何とか合理化しなきゃならないというのをたばこ産業会社もたばこ耕作も持つわけでありまして。その辺にある程度の期待をかけたとい、今の私の気持ちを率直に申し上げますと、そのとおりであります。

○青木茂君 臨調の方々は紳士ばかり集まつたも

のだから非常に上手にお答えになるわけですが、私も確かに米の問題は、私も都市に住む者としていたとしても、これはある程度の農村との連帯ということが必要なのはよくわかります。ただ、農家の方に対しては大変に失礼な言い方をいたしますことをお許しください。たばこの問題はたかがたばこなんですね。嗜好品なんです。米というほどのものではないわけですね。そこに私は国家介入というものはおのずから濃淡の差があつていいと思うわけなんです。そうすると、そこで一番問題になるのは全量買入れなんです。今度は契約したものは全量買入れになるわけなんですけれども、契約の基準ですね、契約の基準というものがもう少しシビアになるかどうかというようなことは、旧臨時では御議論になったことがあるわけでしょうか。

○参考人(岩村精一洋君) これまでのたばこ耕作審議会のあり方ではだめだという意見は非常に強くございました。これは政治的に左右される外部団体の意向が余りにも強く反映し過ぎる方向ではなからうか、そういう意見が臨時の審議の中にございました。ですから、今後たばこ審議会というものを有効に機能させようとするならば、これは余り外部からの圧力に動かされないような審議会でなければならぬ、そのように思っております。それは先ほども申し上げましたけれども、重ねて申し上げます。

○青木茂君 ちょうど大学の学生の及落判定会議に学生代表を入れるようなものになるわけですね。それは審議会におきましても、標本委員会におきましても、本当に同じじゃないかと思うわけなんです。

時間がたつてきておりますから申し上げますけれども、ここでどうしても私が問題にせざるを得ないのは、都市、農村格差と申しますか、例えば農村には全量買入れというかなりパーフェクトな担保が今度法律で与えられていますね。ところが、専売に關係する都市サラリーマンですね、都市サラリーマンには生首は飛ばさないとい

うような口約束はありますけれども、法的な担保というものは何もないわけですね。ですから、そこら辺のところはどうもアンバランスではないか。農家の生活問題ということもこれは大変私をよくわかるんですけども、ただ都市生活者の生活問題という点においてもこれは同じことでございます。どうしても全量買入れというその問題にこれから絞られてくると思えますけれども、そうすると、最後の御質問でございますが、現在の法案の内容はフィックスされるということに対しては、仮に臨時の委員の方々にアンケートを出す、怒り心頭に発しているという四つの中でどれに入るわけですか。

○参考人(岩村精一洋君) かなり怒っているわけでありました。ただ、先ほど全量買入れという点についてお話しになりましたけれども、私はこれは契約に基づく全量買入れ付である、契約に基づく全量買入れ付というものは、これは商習慣上は当たり前にあります。契約した量は引き取りますよという事です。これは天井なしの全量買入れ付ではない、シーリングが一本入っているわけでありました。ですから、その契約量並びに契約価格を審議するたばこ審議会にしっかりとやらねばならぬ、そのような意見を申し上げます。

○青木茂君 終わります。

○野末陳平君 きょうはどうもいろいろと参考になる意見ありがとうございました。岩村さんとそれから牧内さんとお二人の参考人の方にまずお聞きします。

さつきもちょっと出ましたけれども、過剰在庫のことですね。恐らくこれが新会社に相当重荷になるだろうと思つておられるんですが、その過剰在庫についてさつき松下山さんは、何か輸出とかそれから使い込みをもうちょっと会社で頑張つてもらつてという意見をちらつとおっしゃいましたが、どうでしょう、この過剰在庫を今後どうしていくの

が一番いいんでしょうかね。全く素人でわからないんですけども、いろいろなお考えがあったらば岩村さんと牧内さんにお願ひしたいと思ひます。

○参考人(岩村精一洋君) 非常に単純、素朴に考えますと、これからの買入れ量を絞っていく、契約における買入れ量を絞っていくこと以外にこの過剰在庫の問題は解決できないのではなからうかと思ひます。

○参考人(牧内研二君) これは労働組合よりも公社が答えるべきことかと思ひますが、私の考えも、率直に申し上げて、先ほど松下参考人、あるいは今岩村参考人が言われたように、一つは、国内といひますか、葉たばこをどう使っていくのかという問題。それからもう一つは、輸出ということなんです。輸出をすれば、赤字輸出というところに実際はなるんでしようからいろいろ問題はあ

るんでしようけれども、それでも倉庫の中に過剰在庫をいつまでも抱えておくというところはそれなりに、特に新しい会社になれば問題だというふうには思ひます。そういう意味では、この過剰在庫をどう解消していくのか、積極的な計画といひますか、そういうものを公社は出して、その方向に向けて対応していくべきだと思ひます。

○野末陳平君 今度は関野参考人にお伺ひします。これは実にストレートにお聞きするんですけども、私のところも実家が商売をやっているんです。たばこじゃないんですけど、似たようなことをやっています。マージンがいいとどうしても売りたいわけですね、当然のことながら。そうすると、さつき栗林委員からも質問が出ていましたけれども、輸入たばこが10%のマージンになったら、こっちの方がもうかるからやっぱりど

んどん売っていいという風に多分なるだろうと思ひます。また、それでいいと思ひますね。そうなりました場合、このマージンを輸入たばこの方が上げてくるということは、国産たばこを売るとそれから輸入たばこを売るので、つま

り国産愛好というふうな心理はもう働かなくなつちゃうんじゃないかな。買う方もそうなると思ひます。ですから、このマージンが上がるということは大変に今後の消費のシェアにかかると思ひますが、売る商人の立場としてはどうなんでしょうね、その辺は。

○参考人(関野泰夫君) お答え申し上げます。

端的に申し上げますと、先ほど話がちよつと出ましたけれども、売ればいいということになるわけでございますけれども、ただ売れるか売れないかというの、一つはメーカーのマージン、グナリサービスなりということによるだろうと思ひます。ただ、アメリカの現状から見ますと、私が自分なりに前から大変気になっておりますのは、八・五を10にするだけでも、二年たつても三年たつても上げようと思ひません。向こうは向こうとしてもかなり細かい計算をしてがめつく動かれています。それから商店の方は現金仕入れでございますので、確実にそれがいるんならマージンで売れていくというふうな保証があれば仕入れもしていくことになるかと思ひますけれども、現状では、先ほど岩村先生からお話しましたように、味というものは、かなりながいございますので、簡単にそういうふうなマージンに変動が起るといふことは、少し甘いかもしれせんけれども、現状ではこれは余り考えられないではないかといふふうに思ひます。

○野末陳平君 僕はたばこを吸わないから、そういう味が果たしてどの辺まで習慣を変えろか変えないか、その辺のところわからないんですが、宮城先生の方から見ますと、どうなんですか。日本人はブランド嗜好でしよう。それから割と風向きに弱いでしよう。そういうことも含めると、輸入たばこの自由化というのは、新会社あるいは耕作者などが考へているよりも輸入シェアは拡大されていくんじゃないかという気がするんです。ですから、その点で、ブランド嗜好なども含めて、ちよつとそのお考えをお聞きしたいと思

います。

○参考人(宮城音弥君) 今おっしゃったとおりだと私は思います。ブランド嗜好なんというのは非常に日本で強い。その証拠には、にせのブランドでも非常にはやったりして問題になっているくらいであります。そんなこともありまして、私は、新しいものを好む、そしてみんな騒ぐものを好みますので、恐らく日本では今おっしゃったような方向に向かうであろうかと、そう思っております。

○野末陳平君 もう最後にしますが、松下さんにお伺いしたいんです。

これは要するにこの委員会でも、葉っぱの問題が決定的に新会社の将来を左右するぐらいに重要だという認識で質疑があったんですが、今の松下さんのお話の中にありました規模と資金差の問題ですね。これは非常に大きい要素で、国産の葉がどうしても三倍強になってしまふところだと思ひますが、それを補って新技術の開発とか、品質改良とかいろいろありますね。どの農家もいろんな点で苦心してかなり成功しているかのごとく思ふんですね、果実なんかを見ますと。この葉たばこにはそういうようなことももちろんおやりでしょうが、どうでしょう、今後さらに品質のいいものが安つくれそうないわゆる新技術というような見通しがあつて期待できるのかどうか、その辺のこと、ちょっとお話ししていただけますか。

○参考人(松下龍太郎君) 御指摘のありましたその三倍強という格差があるかどうかわかりませんが、私どもは二倍程度と理解しておりますけれども、先ほど来申し上げましたように、決して絶望的だとは思っておりません。作業の過程で四車線が一週に一車線になるような収穫とか乾燥とか、特にある種類についてはそういう乾燥法が解決すれば飛躍的に解決するというふうな問題もありますので、現在の公社技術陣の水準、それから農家の水準も非常に高まっていますので、もう鋭意努力すれば必ず道が開ける。ただ、それだから絶対

にイーブンにいかれるかといえますと、これはもう農産物全般の問題でございまして、ある程度水準までは近づけると確信しております。以上でございませう。

○野末陳平君 どうもありがとうございます。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に、長時間にわたり御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表して御礼を申し上げます。どうぞ御退席いただいて結構でございます。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております五法案の審査のため、明日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十三分散会